

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月20日
【事業年度】	第20期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	タメニー株式会社
【英訳名】	Tameny Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗沢 研丞
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目20番3号
【電話番号】	03-5759-2700（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 江平 忠繁
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目20番3号
【電話番号】	03-5759-2700（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 江平 忠繁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	8,187,214	4,429,199	5,574,181	5,604,167	-
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	41,537	2,089,610	218,900	230,177	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) ( )	2,640	2,316,088	320,791	237,262	-
包括利益 (千円)	3,212	2,313,164	321,795	237,262	-
純資産額 (千円)	1,025,751	399,514	237,323	150,452	-
総資産額 (千円)	5,478,251	5,067,761	5,332,441	5,016,418	-
1株当たり純資産額 (円)	97.81	24.65	9.50	5.73	-
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	0.25	202.70	15.28	9.49	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	0.25	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	18.7	7.9	4.5	3.0	-
自己資本利益率 (%)	0.3	739.9	-	122.4	-
株価収益率 (倍)	632.0	0.8	6.3	14.5	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	232,328	1,514,658	22,765	69,575	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,861,415	447,294	134,942	71,460	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,462,107	1,483,643	841,707	67,599	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,040,866	562,556	1,246,556	1,319,962	-
従業員数 (人)	474	535	423	340	-
外、平均臨時従業員数	32	22	33	42	-

- (注) 1. 当社は、2023年3月31日付で完全子会社であったタメニーネットワークス株式会社を吸収合併し、2023年4月1日より完全子会社であるタメニーエージェンシー株式会社を重要性の観点から連結対象から除外しました。これに伴い、連結対象子会社が存在しなくなったため、第20期より連結財務諸表を作成しておりません。このため、第20期の連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員（契約社員、嘱託社員を含む。）であり、従業員数欄の外書きは臨時従業員（アルバイト）の年間の平均雇用人員（1日8時間換算）です。
3. 第17期、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 第18期の自己資本利益率については、期中平均自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月
売上高 (千円)	3,724,748	3,644,252	4,162,314	3,988,722	5,598,503
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	43,109	988,136	46,626	114,671	27,238
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	70,126	1,717,758	338,672	804,708	3,469
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	263,770	684,919	44,000	44,201	44,402
発行済株式総数 (株)	10,714,800	16,362,200	24,982,000	26,259,100	26,265,100
純資産額 (千円)	1,007,993	181,058	800,015	145,698	149,569
総資産額 (千円)	4,864,392	5,364,444	5,627,830	5,022,080	4,858,904
1株当たり純資産額 (円)	96.11	11.16	32.02	5.55	5.69
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	6.77	150.34	16.13	32.19	0.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	0.13
自己資本比率 (%)	20.7	3.4	14.2	2.9	3.1
自己資本利益率 (%)	6.9	289.0	69.1	170.2	2.4
株価収益率 (倍)	23.3	1.1	6.0	4.3	815.4
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	558,027
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	8,402
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	193,273
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	1,691,554
従業員数 (人)	311	434	291	340	290
外、平均臨時雇用者数	17	17	20	42	40
株主総利回り (%)	43.8	47.6	26.6	38.2	29.4
(比較指標：東証グロース市場250指数) (%)	(64.9)	(125.9)	(82.7)	(78.4)	(78.1)
最高株価 (円)	469	269	171	168	166
最低株価 (円)	136	139	80	89	97

- (注) 1. 従業員数は就業人員(契約社員、嘱託社員を含む。)であり、従業員数欄の外書きは臨時従業員(アルバイト)の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)です。
2. 第20期の持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき重要な関連会社が存在しないため、記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。
4. 第19期まで連結財務諸表を作成しているため、当該期間の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

5. 第16期、第17期、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

当社は株式会社テイクアンドギヴ・ニーズの100%子会社として創業いたしました。そして、同子会社の取締役に就任した佐藤茂（当社の現取締役会長）を先頭に、「本当に信頼できる結婚情報サービスを提供する結婚エージェント会社」を実現するため、2008年5月に経営陣ならびに従業員の共同出資により独立いたしました。以降、婚活事業では、成婚率と顧客満足度の向上に注力することで顧客数を着実に増やしてまいりました。

また、婚活領域と相乗効果が高く、かつ近年広がりを見せるカジュアルウェディング領域へ本格参入するため、2019年4月以降、カジュアルウェディングを手掛ける株式会社メイション、フォトウェディングを手掛ける株式会社Mクリエイティブワークス、結婚式二次会会場紹介大手の株式会社p m aを順次グループに迎え入れました。

これらにより、当社事業領域は婚活、カジュアルウェディング、さらにはお客様の生活品質向上へ資するサービス全般へと広がり、こうした状況を踏まえ2020年10月に商号を「タメニー株式会社」に変更いたしました。

なお、株式会社メイション、株式会社Mクリエイティブワークス（2020年10月にタメニーアートワークス株式会社に商号変更）、株式会社p m a（2020年10月にタメニーパーティーエージェント株式会社に商号変更）は、いずれも経営効率化の一環として当社を存続会社とし吸収合併しております。

当社の沿革に関しましては、以下のとおりです。

- 2004年6月 （新）株式会社パートナーエージェント（旧商号：株式会社ドリームドア）設立
- 2006年9月 （旧）株式会社パートナーエージェント設立  
（株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ100%子会社）
- 2006年12月 1号店として、新宿店オープン
- 2007年8月 システムのセキュリティ管理体制の強化を目的に、情報セキュリティマネジメント規格であるISO（JIS Q）27001の認証を取得
- 2008年5月 株式会社ドリームドア商号を株式会社パートナーエージェントに変更  
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズより独立して結婚情報サービス事業を継続し、発展させることを目的に、（新）株式会社パートナーエージェントが（旧）株式会社パートナーエージェントより、事業を全部譲受け
- 2008年6月 個人情報保護取扱事業者としての管理体制強化を目的に、プライバシーマーク取得
- 2009年4月 事業拡大のため、本社を東京都渋谷区幡ヶ谷へ移転
- 2009年10月 旗艦店として有楽町マリオンに銀座店オープン
- 2010年3月 事業拡大のため、本社を東京都品川区大崎へ移転
- 2010年9月 広告代理業を事業目的に、株式会社P Aマーケティング（現・タメニーエージェンシー株式会社）を設立  
ウェディング情報サービスを事業目的に、株式会社アニバーサリーウェディングを設立
- 2011年5月 関西エリア初出店として大阪店オープン
- 2011年11月 東海エリアに出店開始（名古屋店）
- 2012年4月 九州エリアに出店開始（福岡店、10店舗目）
- 2013年4月 株式会社アニバーサリーウェディングを吸収合併
- 2013年6月 婚活パーティー「OTOCON」サービス提供開始
- 2013年10月 北海道エリアに出店開始（札幌店）
- 2013年10月 会員規模の増大とCS向上のためコールセンター開設
- 2014年12月 結婚相談所20店舗目出店（旧・町田店 2019年8月閉鎖）
- 2015年10月 東京証券取引所マザーズに株式を上場（現在は東京証券取引所グロース市場）
- 2016年5月 初の婚活パーティー専用店舗として OTOCON イベントラウンジ新宿店、OTOCON イベントラウンジ心齋橋店出店
- 2017年6月 婚活支援事業者向け会員相互紹介プラットフォーム「コネクトシップ」提供開始
- 2017年9月 お客様が安心して利用できる安全な結婚相談所として当社を選んでいただくことを目的に、「IMS結婚相手紹介サービス業認証」を取得
- 2018年4月 婚活パーティー情報サイト運営を事業目的に、共同出資により株式会社i c h i eを設立
- 2018年7月 ウェディング周辺サービスの提供を事業目的に、株式会社I R O G A M Iを設立
- 2019年4月 株式会社メイションをグループ化
- 2020年3月 株式会社Mクリエイティブワークスをグループ化
- 2020年4月 連結子会社3社（株式会社I R O G A M I、株式会社i c h i e、株式会社Mクリエイティブワークス）を統合、（新）株式会社Mクリエイティブワークスに商号変更  
株式会社p m aをグループ化
- 2020年10月 株式会社メイションを統合し商号をタメニー株式会社に変更

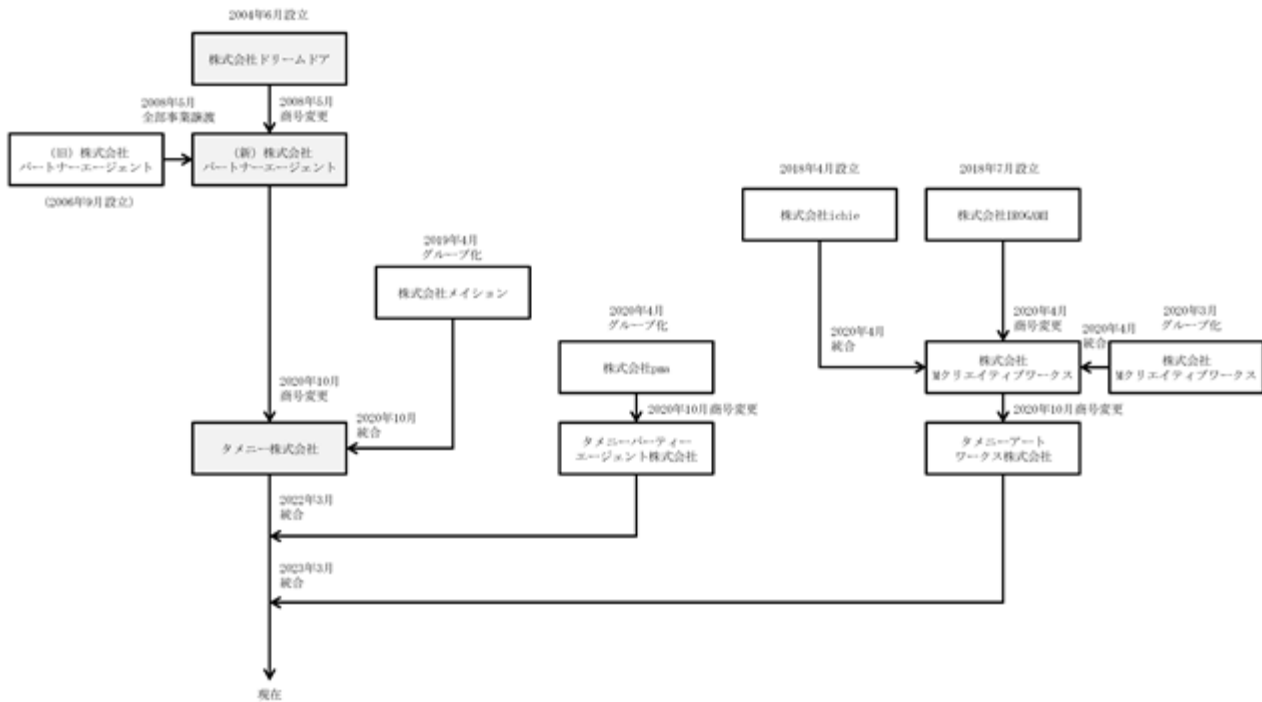
連結子会社であった株式会社Mクリエイティブワークス、株式会社pma、株式会社シンクパートナーズをそれぞれタメニーアートワークス株式会社、タメニーパーティーエージェント株式会社、タメニーエージェンシー株式会社に商号変更

2022年3月 タメニーパーティーエージェント株式会社を統合

2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行

2023年3月 タメニーアートワークス株式会社を統合

< 創業から現在までの経緯 >



### 3【事業の内容】

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念と、「創造する力とおもいやり、おもてなしで、人々の心を満たし、活力ある社会の実現を支えます。」という存在意義（パーパス）のもと、婚活、カジュアルウェディング、ライフ&テック、地方創生領域において、お客様が求める独自サービスを創出し提供しています。

セグメントごとの事業の内容は以下のとおりです。なお、当事業年度より従来の「テック事業」「ライフスタイル事業」を統合し「ライフ&テック事業」とし、「法人・自治体向け事業」を法人向け事業の譲渡に伴い「地方創生事業」としています。

#### (1) 婚活事業

婚活事業は、主に付加価値の高い結婚相談所の運営と婚活パーティーの企画開発及び運営等を行っています。具体的には、結婚相談所は1年以内を目途に結婚相手を見つけたいお客様に対し、高いスキルを持った専任コンシェルジュがPDCAサイクルに基づき活動支援を行っております。この活動支援によって成婚率は21.7%（2024年3月期実績）と高水準を実現しております。婚活パーティーは全国の自社会場を中心に比較的安価で利便性の高いパーティーを実施しております。なお、グループ内送客として、婚活パーティーにご参加いただいたお客様に対しては結婚相談所をご紹介するとともに、結婚相談所を通じて成婚されたお客様等に対してはカジュアルウェディングやライフサービスをご紹介しております。

#### (2) カジュアルウェディング事業

カジュアルウェディング事業は、近年広がりを見せるカジュアルウェディング（カジュアルな挙式披露宴、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウェディング、結婚式二次会）のプロデュース等を行っています。具体的には、カジュアルな挙式披露宴等は日柄や直前で空きのある会場（提携企業）を活用したプロデュースで、お客様のご希望に沿った価格帯の結婚式を実現し提供しております。フォトウェディングは映画のワンシーンを切り取ったようなスタジオセットと独自レタッチ技術等でフォトを核とした高品質な結婚式を提供しております。結婚式二次会は幹事代行サービスのパイオニアとして会場紹介から当日運営までをトータルプロデュースしております。なお、グループ内送客として、カジュアルウェディングをご利用いただいたお客様に対してはライフサービスをご紹介しております。

#### (3) ライフ&テック事業

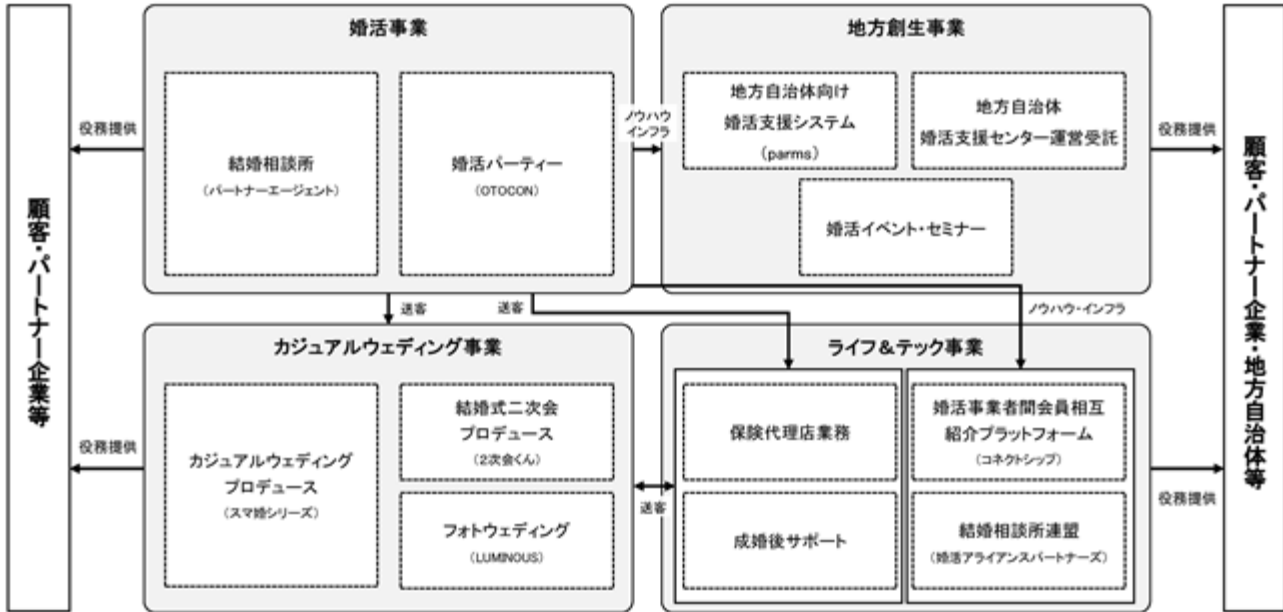
ライフ&テック事業は、生活品質向上に資するライフサービス（保険・金融・不動産等）の提供と、ITやテクノロジーを活用した婚活テック等の企画開発及び提供を行っています。具体的には、ライフサービスでは当社婚活及びカジュアルウェディングサービスをご利用いただいているお客様に対し保険販売（生命保険、損害保険、結婚式保険（少額短期保険））を行うとともに、お客様のご要望に合わせて当社提携先である金融商品仲介業者、住宅メーカー、中古・リノベーション不動産会社等をご紹介しております。また、テックサービスでは、婚活支援事業者間の相互会員紹介プラットフォーム「コネクトシップ」等を展開しております。なお、2024年3月末時点では、同プラットフォームの利用事業者は12社、有効会員数は2.8万名となっております。

#### (4) 地方創生事業

地方創生事業は、地方自治体が主導する婚活事業を多角的に支援しております。具体的には、当社結婚相談所で活用する婚活支援システムと同等レベルのシステムの提供はもとより、各地方自治体が行う婚活支援センターの運営受託、各種イベント・セミナーの開催等を行っております。なお、2024年3月末時点では、婚活支援システム提供数が12都府県、センター運営受託数が6都道府県、イベント・セミナー開催数が年間60件となっております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。





#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
290 40	41.4	7.3	4,288,059

セグメントの名称	従業員数（人）
婚活事業	137 11
カジュアルウェディング事業	90 15
ライフ&テック事業	13 0
地方創生事業	6 12
報告セグメント計	246 38
全社（共通）	44 2
合計	290 40

- (注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員、嘱託社員を含む。）であり、従業員数欄の外書きは臨時従業員（アルバイト）の年間の平均雇用人員（1日8時間換算）です。
2. 平均年齢は、臨時従業員を含まずに算出しております。
3. 平均勤続年数は、臨時従業員を含まずに算出しております。
4. 平均年間給与は、臨時従業員を含まずに算出し、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当期において従業員数は50名減少しておりますが、これはカジュアルウェディング事業の業務最適化により、自然退職に伴う人員補填を抑制できたことが主要因となります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度		労働者の男女の賃金の差異（%） （注）1.			補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（%） （注）1.	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2.	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
48.9	20.0	74.2	74.2	74.2	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

#### (1) 企業理念・経営方針

（企業理念）

よりよい人生をつくる。

（存在意義（パーパス））

創造する力とおもいやり、おもてなしで、人々の心を満たし、活力ある社会の実現を支えます。

（経営方針）

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念と、「創造する力とおもいやり、おもてなしで、人々の心を満たし、活力ある社会の実現を支えます。」という存在意義（パーパス）のもと、婚活、カジュアルウェディング、ライフ&テック、地方創生領域において、お客様が求める独自サービスを創出し提供しています。そして、その全てで顧客利益の最大化に努めることで、豊かで持続可能な社会の実現を目指してまいります。

（長期ビジョン）

当社は、「上場企業のサービス業で売上高100位以内」を目指すという長期ビジョンを掲げており、この実現に向けて2025年3月期からの3か年を持続的成長に向けた基盤構築の期間と位置づけております。

#### (2) 経営環境及び経営戦略

当社は、2025年3月期からの3か年を持続的成長に向けた基盤構築の期間と位置づけており、競争力及び生産性の強化、人的資本及び財務資本の強化、社会との共生推進に取り組んでおります。また、競争力及び生産性の強化では、ブランド認知向上、展開エリア拡大、IT/DXによる業務革新を推進する方針で、とりわけ婚活事業ではパートナー企業等と連携し、新規入会者数及び在籍会員数を業界屈指にすること、カジュアルウェディング事業では婚姻組数の約2%へサービスを提供することを目指してまいります。

なお、中長期的な業績目標としては、2027年3月期に売上高7,700百万円、営業利益900百万円、営業利益率11.7%以上を目指してまいります。

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

企業体質の強化について

当社は、企業規模の拡大により、意思決定の迅速化・効率化、人材育成を視野に入れた権限委譲と、その適切な権限行使を支えるガバナンスの重要度が増していると認識しております。

このため、当社においては、事業展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に組織体制の見直しを行い、適切な内部管理体制及び業務執行体制整備及び体制強化に努めるとともに、役員や従業員への教育を行い、組織体制の実効性を保つよう努めております。

人材の確保及び育成について

当社は、事業展開や企業規模の拡大に伴い、適切な時期に優秀な人材を採用・教育し、配置することが必要であると認識しております。とくに、当社が提供する結婚相手紹介サービスにおける入会勧奨や活動支援、カジュアルウェディング関連サービスにおけるカウンセリングやプロデュースといったサービス提供を担当する社員の採用・教育は、高品質なサービスを提供するために重要であると考えております。

このため、当社では、優秀な人材の計画的な採用に努めるとともに、教育研修制度や人事評価制度、労働環境を整備し、優秀な人材の育成及び確保のための体制づくりを進めております。

システムの管理体制について

当社が運営する事業のうち婚活事業では、お客様の個人情報をお預かりすることから、当社ウェブサイト、会員情報及び課金情報を主に扱う基幹システムのセキュリティ管理体制の構築・維持が重要となります。

お客様に安心してサービスを利用していただくため、現在当社では、プライバシーマーク、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム/ISO27001）の認証を受けておりますが、今後も引き続き、個人情報の保護も含め市場が求めるセキュリティレベルを充足しつつ、顧客視点に立ったシステム整備を進められるように継続的に取り組んでまいります。

#### ESGの取り組みについて

持続可能な社会の実現に向けて、企業における環境、社会、ガバナンスの課題への対応の重要性が高まっている中、当社は、企業は公器であるということを強く自覚し、利益を追求するだけでなく、あらゆるステークホルダーからの要請に応えられるよう努めるとともに、事業活動を通じた社会課題の解決を図ってまいります。

#### (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、売上高、営業利益、営業利益率及びEBITDA（営業利益に償却費を加えて算出）を重要な経営指標としており、これらの経営指標を持続的に向上させることにより、継続的成長を実現してまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は以下のとおりであり、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものです。

当社は、企業理念「よりよい人生をつくる。」と存在意義（パーパス）「創造する力とおもいやり、おもてなしで、人々の心を満たし、活力ある社会の実現を支えます。」に基づき、事業活動を通じて人と自然が共存し続ける持続可能な社会へ貢献すること、また自らも成長発展し続けることをサステナビリティの基本方針としております。

### (1) サステナビリティ

#### ガバナンス

当社は、サステナビリティの基本方針に則った事業活動を推進するにあたり、実効性のある内部統制システムの整備・構築及び運用とともに、意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化等が重要であると認識しております。

このため、経営陣の監督機関としての取締役会及び監査役会に加え、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を目的にした経営会議を設置しております。また、内部監査機能の充実を図るため各取締役、各事業部門の監査機関として代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置しております。

#### リスク管理

当社は、将来を見据えた重点課題（マテリアリティ）の特定と、リスクが顕在化した際の迅速な意思決定がサステナビリティに関し重要であると認識しております。このため、事業、環境・社会、ガバナンスの3つの分野で重点課題を特定しており、今後これらの課題に関するリスク最小化と機会最大化に努めるとともに、リスク管理とコンプライアンスの徹底によるリスク低減に向けて、代表取締役社長を委員長として、社内において独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

#### 戦略、指標及び目標

当社は、事業、環境・社会、ガバナンスの3つの分野で重点課題（マテリアリティ）を特定し、事業分野では少子化とこれに関連するコミュニティ希薄化や地方創生等に対処すること、環境・社会分野では気候変動やダイバーシティ&インクルージョン等に対処すること、ガバナンス分野ではこれまで以上にガバナンス及びリスクマネジメントを強化することを目指してまいります。なお、今後はこれらの具体的な目標や取り組みを明確化し取りまとめ、準備でき次第、コーポレート・サイト等を通じて公表してまいります。

### (2) 人的資本

#### 戦略

当社は、サステナビリティの基本方針に則った事業活動を推進するにあたり、人的資本の価値向上として、人材育成強化、社内（制度）環境整備、多様性推進を重点テーマに取り組んでまいります。

具体的には、人材育成強化においては、継続的な人材育成プログラムを整備し、人材の計画的育成を進めてまいります。また、社内（制度）環境整備においては、福利厚生制度の見直しやライフサポート拡充などを進めてまいります。そして、多様性推進においては、育児・介護支援の拡充や勤務時間・場所の柔軟化などを進めてまいります。

#### 指標及び目標

上記戦略に関し、当社においては、離職率10%以下、従業員満足度（当社独自の満足度調査）80%以上、女性管理職比率50%以上を中長期的な目標としております。

なお、2024年3月末現在の各指標は、離職率22.2%、従業員満足度（当社独自の満足度調査）67.5%、女性管理職比率48.9%となっております。

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

#### 1．事業環境に関するリスク

##### (1) 市場動向について

当社は、婚活・カジュアルウェディングを主な事業領域としておりますが、我が国においては、少子高齢化の進行により結婚適齢期にあたる人口が減少傾向にあり、また、結婚そのものや結婚式に関する考え方が多様化する傾向にあります。よって、今後、結婚を希望する方や婚姻組数が著しく減少した場合、婚活・カジュアルウェディングの既存市場が縮小し、当社の既存事業及び業績に大きな影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、社会情勢、生活様式、世代別のニーズや各種トレンドの変化に対してマーケット情報の収集分析を行い、婚活やウェディングのトレンドの変化を見据えた継続的な既存サービスの見直しと新規市場の開拓に向けた新サービスの企画開発を行っております。

##### (2) 競合について

当社が行う婚活関連事業及びカジュアルウェディング関連事業については、その開始に際して許認可を要しないため、参入障壁が比較的安く、一定の資本とノウハウさえあれば、同種の事業を開始することは多くの事業者にとって比較的容易です。よって、大規模な資本や強力なマーケティング力、高い知名度・ブランド力を有する企業等の当社事業領域への新規参入や事業規模拡大等によって競争が激化した場合、顧客流出やそれに対処するための様々なコストの増加等が、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社の婚活事業においては、成婚に向け活動を支援するコンシェルジュのノウハウ、またそれを実現するための社員研修や教育ノウハウ、サービス提供及び個人情報保護のための独自システム、マッチングを確保するための顧客基盤、成婚という顧客成果にフォーカスしたサービス提供により、他社との差別化を図り、顧客支持の獲得に努めてまいります。

また、当社のカジュアルウェディング関連事業においては、ニーズに合った会場紹介を可能にする多種多様な提携会場、またその多種多様な提携会場のプランニングによって培ったプロデュースノウハウ、サービスの高い知名度・ブランド力、婚活関連事業との顧客連携により、他社との差別化を図り、顧客支持の獲得に努めてまいります。

#### 2．事業運営に関するリスク

##### (1) 事業に係る法的規制について

当社の事業活動は、様々な法令の規制を受けております。よって、何らかの理由により、当社が法的責任を問われた場合、また、法改正、法の解釈変更、新たな規制法令の制定等の変化に迅速に対応できない場合、当社に対する信用の低下を招き、適切な対応を行うためのコストの負担が生じることで、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、法令遵守を企業の重要な責任と認識し、役員及び従業員に対する教育、コンプライアンス体制の継続的な維持・強化を実施し、各種法令の遵守に努めております。

当社の事業活動において特筆すべき法令に関し、以下に記載いたします。

##### 特定商取引に関する法律について

当社が提供する結婚相手紹介サービスは、「特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）」が規定する「特定継続的役務提供」に該当します。特定商取引法に違反した場合、業務改善指示や業務停止命令を受ける可能性があります。

このため、当社が提供する結婚相手紹介サービスにおいては、契約の相手方に事前に契約の概要について記載した書面を交付し、契約後遅滞なく契約の内容を明らかにする書面を交付する他、クーリング・オフへの対応や広告等における法定事項の表示等を実施し、特定商取引法の遵守に努めております。

##### 不当景品類及び不当表示防止法について

広告宣伝及び販売促進活動は、「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」といいます。）」の規定に基づいて行う必要があります。景表法に違反した場合、不当表示により与えた誤認の排除や再発防止策の実施等の措置命令及び課徴金の納付指示を受ける可能性があります。

このため、当社においては、広告掲載に関するガイドラインを制定し、そのガイドラインに沿って広告等の制作及び校閲、校正を実施し、景表法の遵守に努めております。

#### 保険業法について

当社は、保険の紹介・販売サービスにおいて、保険業法に定める代理店登録を受けた保険代理店としての規制を受けており、保険業法に違反した場合、代理店登録の取消しや業務停止等の行政処分を受ける可能性があります。

このため、当社では、関係法令が求める管理体制を整備し、保険業法の遵守に努めております。

#### (2) 個人情報を含む情報資産の管理について

当社は、事業上の重要情報、顧客・取引先の機密情報や個人情報等を保有しております。とくに個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」に定められる個人情報取扱事業者として、同法及び関連諸法令ならびに経済産業省が定める「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の適用を受けております。よって、不測の事態により当社が保有・管理する情報資産について、不正アクセス、改ざん、漏えい等が発生した場合、当社に対する信用の低下を招き、適切な対応を行うためのコストの負担が生じる他、当該情報漏えいによって第三者に損害が生じた場合、当社に対する損害賠償請求等による負担が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社においては、情報資産の外部漏えいや不正アクセス、改ざん等を防止するための社内規程を定めて運用するとともに、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）やプライバシーマークの認証を取得・維持し、その過程において定期的な内部監査や認証機関による監査を受け、定期的に役員及び従業員に対する教育を行うなどの体制を整えております。また、取引先等の社外の関係先においても、扱う情報に応じて機密保持に係る誓約書等を個別に締結し、情報資産の保護及び漏えいの未然防止に努めるとともに、当社が管理・運営するウェブサイト上にプライバシーポリシーを掲出し、各サービス利用者に対しても個人情報保護にかかる取り組みを明示しております。

#### (3) 苦情対応について

当社の事業遂行の過程において、顧客や取引先、その他の関係者からの苦情が発生する可能性があります。苦情に迅速かつ適切に対応できなかった場合、また、不適切な対応により訴訟提起や誹謗・中傷に発展した場合、当社に対する信用の低下を招き、適切な対応を行うためのコストの負担が生じることで、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、継続的なサービス品質向上により苦情の発生を未然に防止するとともに、定期的に役員及び従業員に対し苦情対応に関する教育を行うなどの体制を整えております。

#### (4) システム障害について

当社は、事業活動においてシステム及びインターネット接続環境の安定的稼働が重要な要素となります。よって、自然災害等の他、データセンター障害、使用機器の故障、不正アクセス、コンピューターウイルス感染等により、システム障害やネットワーク障害が発生した場合、復旧するまで事業活動が停止し、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、発生したシステム障害やネットワーク障害に適切に対応できなかった場合や当該障害に伴って重要な情報資産の消失が発生した場合、当社に対する信用の低下を招き、適切な対応を行うためのコストの負担が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社においては、二重化による耐障害性向上や、交換用機器の準備、適切なセキュリティ対策等により障害発生を未然に防止し、発生時の悪影響を軽減する体制を整えております。

#### (5) 婚活関連事業に係るリスク

##### ノウハウ・技術情報流出について

当社が提供する結婚相手紹介サービスにおいては、顧客を担当するコンシェルジュが、顧客の価値観や志向に基づいて、様々な経験やノウハウを用いながら顧客と共に成婚という成果を目指して活動を支援することに特色があり、成婚という顧客成果にフォーカスしたサービス提供により、他社との差別化を図っております。また、サービス提供及び個人情報保護のためのシステムを独自開発しております。よって、人材流出やその他不測の事態等により、成婚に向け活動を支援するコンシェルジュのノウハウ、社員研修や教育ノウハウ、独自システムの情報等が、競合他社等へ流出した場合、競合関係における優位性が低下し、顧客流出やそれに対処するための様々なコストの増加等が、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、前述の情報資産の外部漏えいを防止するための対策を行い、ノウハウ・技術情報の厳正な管理を行っております。

#### 安全性・健全性維持について

当社が提供する結婚相手紹介サービスにおいては、利用者の情報詐称、わいせつ行為、誹謗中傷、商業利用、その他の犯罪行為や不適切行為等が発生した場合、当社に対する信用の低下を招き、適切な対応を行うためのコストの負担が生じることで、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社が提供する結婚相手紹介サービスにおいては、本人確認等の厳格な実施に加え、各サービスの利用規約等に利用可能年齢や利用可能資格を含む制限事項ならびに犯罪行為や不適切行為を未然に防ぐための各種禁止事項を明記し、安全なサービス運営に努めております。また、利用規約等に基づいたサービス利用が行われていることを確認するため、ユーザーサポートやモニタリングを徹底しております。

#### (6) カジュアルウェディング関連事業に係るリスク

##### 提携会場の状況

当社が提供するカジュアルウェディング関連サービスにおいては、経済情勢の悪化、提携先の方針や事業戦略の変化、提携先と当社との関係性の悪化、その他不測の事態により、提携解消等が生じた場合、また、提携会場における施行に支障が生じた場合、安定したサービス提供に支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、提携先との契約を遵守し、友好的な関係を維持するよう努めております。また、特定の提携先に過度に依存しないよう、バランスを考慮した提携戦略を策定するとともに、一部のウェディング関連アイテム等に関しては内製化を進め、安定したサービス提供に努めてまいります。

##### 季節変動

一般的に、挙式披露宴は春（3～5月）、秋（9月～11月）に施行が集中する傾向があり、当社が提供するカジュアルウェディング関連サービスにおいても、同様の季節変動の影響を受けており、この季節変動を考慮した計画策定を行っております。よって、天候・自然災害・感染症等の外的要因により、受注数が減少し、繁忙期の施行件数が計画を下回った場合、売上高が減少し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、顧客動向を継続的に分析し、繁忙期の施行を受注する時期に合わせて広告宣伝及び販売促進活動を強化する一方、閑散期でも施行を受注するための施策を進めることで、計画通りの受注施行ができるよう努めております。

#### (7) 広告宣伝活動について

当社の事業では、広告宣伝活動を重要な販売促進活動と位置付けています。よって、広告宣伝活動の費用に対する十分な効果が得られない場合、今後の景気動向やその他の理由により各種媒体への出稿費用や広告関連費用の単価等が大幅に上昇した場合、新規顧客の減少やコストの増加が、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、蓄積した知見を基に広告宣伝効果を分析し、最適な費用対効果を得られるよう努めております。

#### (8) 自然災害・有事・感染症等について

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電、戦争、感染症の拡大、テロ攻撃及び国際紛争等により、人的・物的被害、インフラの休止、当社や取引先従業員の就業困難、取引先への被害、消費マインドの低下等が発生した場合、事業活動の停止、システム障害、復旧コストの発生や顧客減少等が当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、事業継続管理に関する社内規程に基づき、事業継続計画を作成し、安全対策や事業継続・早期復旧のための対策を進めております。

### 3. 経営・組織運営体制に関するリスク

#### (1) 組織体制について

当社は、事業環境の変化に柔軟に対応し、継続的に企業価値の増大を図っていくために、内部管理体制や業務執行体制の整備・強化が重要であると認識しております。しかしながら、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業推進に遅れが生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また組織体制の整備が不十分であることにより、各種法令違反や事務オペレーションミス等が発生した場合、当社に対する信用の低下を招き、適切な対応を行うためのコストの負担が生じることで、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、事業展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に組織体制の見直しを行い、適切な内部管理体制及び業務執行体制整備並びに体制強化に努めるとともに、役員や従業員への教育を行い、組織体制が実効性を保つよう取り組んでおります。

#### (2) 人材確保・育成

当社は、事業展開や企業規模の拡大に伴い、適切な時期に優秀な人材を採用・教育し、配置することが必要であると認識しております。とくに、当社が提供する結婚相手紹介サービスにおける入会勧奨や活動支援、カジュアルウェディング関連サービスにおけるカウンセリングやプロデュースといったサービス提供を担当する社員の採用・教育は、高品質なサービスを提供するために重要であると考えております。よって、人材の確保が計画どおりに進まなかった場合や、想定外の人材の社外流出が発生した場合、採用コストの増加や人員不足によるサービス品質の低下が、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、優秀な人材の計画的な採用・育成に努めるとともに、教育研修制度や人事評価制度を整備し、優秀な人材確保と育成のための体制づくりを進めております。

#### (3) 労働環境について

当社において、過重労働、不適切な労務管理、ハラスメント、労働災害等が発生した場合、当社に対する信用の低下を招き、必要な人材の確保に支障が生じることで、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、関係法令に基づく労働時間の適正化や適正な労務管理、ハラスメント予防に関する役員及び従業員に対する教育、内部通報制度の設置などにより、全ての従業員が安心して働くことができる環境の整備に努めております。

#### (4) 投資活動・事業拡大について

当社は、既存事業の強化及び事業領域の拡大が、将来における既存事業との相乗効果により業績に貢献するものと考えており、今後、事業の強化・拡大を目的とした他企業の株式取得、他企業への出資、他企業との提携等の投資活動を検討・実施する可能性があります。しかしながら、対象企業との組織体制統合ができない、対象企業のサービス需要や顧客を維持できない、対象企業の人材保持や従業員のモチベーション維持ができない等の事象で、投資計画を変更する必要性が生じた場合、また、サービス提供を継続できなくなった場合、投資から当初期待した効果を得られないことや、適切な対応を行うためのコスト負担が生じることで、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、投資による将来の事業発展を見据え、リスクの分析及び管理を行い、堅実な成長戦略が描けることを前提として投資判断を実施しております。

#### (5) 特定人物への依存

代表取締役会長である佐藤氏は、当社の事業に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において、極めて重要な役割を果たしております。よって、同氏が何らかの理由により当社の業務を継続することが困難になった場合、経営判断や事業推進に遅れが生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、取締役会や経営会議等の機能強化を進めるとともに、同氏の有する豊富な経験や知識の共有化を図ることで、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。



#### 4. 財務に関するリスク

##### (1) 財務報告に係る内部統制について

当社は、東京証券取引所グロース市場上場企業であり、「金融商品取引法」において、当社経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価及び経営者評価に対する監査法人の意見を内部統制報告書及び内部統制監査報告書により報告することが求められております。よって、当社の内部統制が適切に機能しない、内部不正を阻止できない等、重要な不備が発見された場合、当社の財務報告の信頼性の低下、ひいては当社に対する信用の低下を招き、適切な対応を行うためのコストの負担が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、金融商品取引法に従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価、報告を行っており、評価の過程で問題点が発見された場合は速やかに改善するべく努めております。

##### (2) 減損会計について

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。よって、今後保有資産から得られるキャッシュ・フローが悪化し、将来キャッシュ・フローが見込めない等の事象が生じた場合、減損損失が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当社は、株式取得に伴いのれんを貸借対照表に計上しており、当事業年度末現在、のれんの金額は総資産の22.0%を占めております。よって、事業環境や競合状況の変化等により、株式取得した会社の事業の収益性が著しく低下した場合、当該のれんに対する減損損失が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、経営会議等にて投資計画（将来キャッシュ・フローや将来のシナジー効果）の妥当性の検証等を慎重に行い、投資後については事業環境の変化等も含めて経営企画部を中心に定期的にモニタリングを実施しております。

##### (3) 有利子負債比率

当社は、新規出店の敷金・保証金や事業拡大のための株式取得費用等の投資資金及びコロナ禍における事業活動の運営維持資金を主として金融機関からの借入等により調達しているため、総資産に占める有利子負債の比率が高い水準にあります。よって、金融情勢の大きな変動により、金利水準が上昇に転じた場合、金利負担が増加し、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当社の借入の一部には、財務制限条項が付されているものがあり、これに抵触した場合、期限の利益を喪失し、借入先から当該借入を一括返済するよう求められる可能性があります。

このため、当社においては、有利子負債残高を適切に管理するとともに、資金調達手段の多様化に取り組んでおります。

##### (4) 差入保証金について

当社は、出店にあたり、賃貸借契約の締結に際して家主に保証金を差入れております。よって、今後の賃貸人の経営状況等により退店時に差入保証金の全部又は一部が返還されない場合、また、当社側の都合による賃貸借契約の中途解約等において、契約の内容により差入保証金の全部又は一部が返還されない場合、財務計画を変更する必要が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、新規出店の際の与信管理を徹底するとともに、特定の賃貸人に貸借が集中しないよう努めております。

##### (5) 新型コロナウイルス感染症について

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に起因し、2021年3月期から3年連続で営業損失を計上しました。その後、2024年3月期に営業損失は解消したものの、当事業年度末現在の現預金残高が1,691百万円であるのに対して同日以降1年以内に返済期日が到来する借入金の残高が1,791百万円と多額にのぼることから、引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

しかしながら、今般公表した第二次中期経営計画のとおり、当社は2025年3月期から2027年3月期の期間においていずれも営業利益を計上できる見込みであり、これによって主要取引銀行からの継続的支援が受けられる見通しであることから、当社では継続企業の前提に関する不確実性は認められないと判断しております。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概況

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりです。

また、当社は、2023年3月31日付で完全子会社であったタメニーアートワークス株式会社を吸収合併し、2023年4月1日より完全子会社であるタメニーエージェンシー株式会社を重要性の観点から連結対象から除外しました。これに伴い、2024年3月期より非連結決算へ移行しています。したがって、以下の前期比較につきましては、前事業年度の個別財務諸表との比較を記載しております。

##### 財政状態及び経営成績の状況

###### a. 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ163百万円減少し、4,858百万円となりました。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ167百万円減少し、4,709百万円となりました。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ3百万円増加し、149百万円となりました。

###### b. 経営成績

###### (売上高)

当事業年度の売上高は前事業年度に比べ1,609百万円（40.4%）増加し、5,598百万円となりました。主な要因は、完全子会社であったタメニーアートワークス株式会社を吸収合併したことによる増加及びカジュアルウェディング事業が増収したことによるものです。

###### (売上原価)

当事業年度の売上原価は前事業年度に比べ773百万円（86.9%）増加し、1,664百万円となりました。主な要因は、完全子会社であったタメニーアートワークス株式会社を吸収合併したことによる増加及びカジュアルウェディング事業の売上高増加に伴うものです。

###### (販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は前事業年度に比べ719百万円（22.9%）増加し、3,856百万円となりました。主な要因は、完全子会社であったタメニーアートワークス株式会社を吸収合併したことによるものです。

###### (営業外収益)

当事業年度の営業外収益は前事業年度に比べ0.1百万円（3.2%）減少し、3百万円となりました。主な要因は、受取利息1百万円の減少及び貸倒引当金戻入額1百万円の増加によるものです。

###### (営業外費用)

当事業年度の営業外費用は前事業年度に比べ25百万円（32.2%）減少し、53百万円となりました。主な要因は、支払手数料24百万円の減少によるものです。

###### (特別利益)

当事業年度の特別利益は、27百万円となりました。主な要因は、助成金収入27百万円によるものです。

###### (特別損失)

当事業年度の特別損失は、64百万円となりました。主な要因は、減損損失64百万円によるものです。

##### キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は1,691百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、558百万円となりました。これは主に、税引前当期純損失9百万円、減価償却費228百万円及びのれん償却額152百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、8百万円となりました。これは主に、敷金の回収による収入104百万円及び無形固定資産の取得による支出73百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、193百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出159百万円及び短期借入金の純減額26百万円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比(%)
婚活事業(千円)	2,117,191	-
カジュアルウェディング事業(千円)	3,047,298	-
ライフ&テック事業(千円)	243,207	-
地方創生事業(千円)	217,761	-
計(千円)	5,625,459	-
調整額(千円)	26,955	-
損益計算書計上額(千円)	5,598,503	-

(注) 1. 調整額は、各セグメント間の内部売上高又は振替高です。

2. セグメント間の取引については、相殺消去前の数値によっております。

3. 当社は当事業年度より連結決算から非連結決算へ移行しているため、前年同期比は記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積りを必要とする箇所があります。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内でかつ合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意ください。

当社の財務諸表を作成するに当たり採用した重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載されているとおりです。

なお、カジュアルウェディング事業ののれん及び固定資産の減損に関する詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産合計)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ163百万円減少し、4,858百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ248百万円増加し、2,559百万円となりました。主な要因は、現金及び預金373百万円の増加及び1年内返還予定敷金90百万円の減少によるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べ411百万円減少し、2,298百万円となりました。主な要因は、のれん152百万円の減少、ソフトウェア116百万円の減少及び投資有価証券101百万円の減少によるものです。

(負債合計)

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べ167百万円減少し、4,709百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ119百万円増加し、2,368百万円となりました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金140百万円の増加によるものです。

固定負債は、前事業年度末に比べ286百万円減少し、2,341百万円となりました。主な要因は、長期借入金299百万円の減少によるものです。

(純資産合計)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ3百万円増加し、149百万円となりました。主な要因は、資本剰余金804百万円の減少及び利益剰余金808百万円の増加によるものです。

## 2) 経営成績

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念と、「創造する力とおもいやり、おもてなしで、人々の心を満たし、活力ある社会の実現を支えます。」という存在意義（パーパス）のもと、婚活、カジュアルウェディング、ライフ＆テック、地方創生領域において、お客様が求める独自サービスを創出し、提供しています。

当事業年度は各事業とも概ね計画通り進捗し、カジュアルウェディング事業も収益が伸長したことから、営業利益、経常利益、当期純利益はいずれも黒字となりました。なお、原状回復費用の超過分に加え、一部店舗資産等の将来の回収可能性を検討し、減損損失64百万円を特別損失に計上するとともに、繰延税金資産の回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上することとし、法人税等調整額（は益）16百万円を計上しました。

この結果、当事業年度の売上高は5,598百万円、営業利益は77百万円、経常利益は27百万円、当期純利益は3百万円となりました。また、当社の重要な経営指標と位置付けるEBITDA（営業損益に償却費を加えて算出）は458百万円となりました。

なお、前事業年度個別決算と比較すると、タメニーアートワークス株式会社の吸収合併に伴い売上高が前事業年度比40.4%増となり、前事業年度連結決算と比較すると、前事業年度に法人向け事業を譲渡したことから売上高が前事業年度0.1%減となりましたが、営業利益、経常利益、当期純利益はいずれも大幅な改善となりました。

当社の報告セグメントごとの概況は次のとおりです。

なお、当事業年度より従来の「テック事業」「ライフスタイル事業」を統合し「ライフ＆テック事業」とし、「法人・自治体向け事業」を法人向け事業の譲渡に伴い「地方創生事業」としています。

## （婚活事業）

主に付加価値の高い結婚相談所「パートナーエージェント」と婚活パーティー「OTOCON」を展開しています。

当事業年度については、「パートナーエージェント」は各種キャンペーン等により資料請求が増加したものの、10-12月の閑散期に新規入会者数が落ち込み、在籍会員数が前事業年度末から若干の減少となりました。なお、第4四半期より広告集客の最適化、営業体制の強化、サービス品質の改善等に着手しており、これらの効果により、次期以降は新規入会者数及び在籍会員数が増加に転じる見込みです。この結果、売上高は2,117百万円、営業利益は529百万円となりました。

## &lt; 同事業の主要指標 &gt;

	2023年 3 月期	2024年 3 月期				
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	通期
新規入会者数	4,716名	1,300名	1,164名	955名	1,182名	4,601名
成婚退会者数	2,216名	470名	442名	481名	442名	1,835名
成婚率	24.5%	22.0%	20.6%	22.7%	21.5%	21.7%
在籍会員数（期末）	8,568名	8,583名	8,554名	8,177名	8,160名	8,160名
パーティー開催数	4,517回	893回	757回	726回	759回	3,135回
パーティー参加者数	50,289名	9,880名	7,926名	7,682名	7,912名	33,400名

（注）1．成婚とは、当社のサービスを利用して知り合った会員同士が、結婚を視野に入れ交際を継続していくことをいい、当社が成婚の意向を双方の会員から確認した場合に、当該会員は成婚退会となります。

2．成婚率とは、在籍会員中何名の会員が成婚退会しているか、その割合を示すものです。具体的には、成婚率は、毎年4月1日から翌年3月末までを計算期間とし、以下の計算式にて算出しています。

（計算式）「年間成婚退会者数」÷「年間平均在籍会員数」

3．成婚率は、小数点第二位を四捨五入しています。

(カジュアルウェディング事業)

主にカジュアルな挙式披露宴・少人数挙式等プロデュース「スマ婚シリーズ」、フォトウェディングプロデュース「LUMINOUS」、結婚式二次会プロデュース「2次会くん」を展開しています。

当事業年度については、「スマ婚シリーズ」と「2次会くん」は挙式披露宴や結婚式二次会の需要回復に後押しされ、成約件数、施行件数、施行単価のいずれも前事業年度から増加となりました。また、「LUMINOUS」は通期の成約件数、施行件数が前事業年度から減少したものの、7月以降にスタジオリニューアルやエリア毎の戦略最適化を推進したことで、第4四半期(1-3月)の成約件数、施行件数が前年同期から増加となりました。この結果、売上高は3,047百万円、営業損失はのれん償却費152百万円を計上し43百万円となりました。

< 同事業の主要指標 >

	2023年 3月期	2024年3月期				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
成約件数合計	6,456件	1,539件	1,731件	1,574件	1,844件	6,688件
スマ婚シリーズ	695件	217件	201件	135件	183件	736件
(うち挙式披露宴)	332件	102件	82件	86件	99件	369件
LUMINOUS	4,800件	1,018件	1,080件	1,081件	1,224件	4,403件
2次会くん	961件	304件	450件	358件	437件	1,549件
施行件数合計	5,870件	1,364件	1,255件	1,683件	1,658件	5,960件
スマ婚シリーズ	601件	124件	142件	199件	168件	633件
(うち挙式披露宴)	247件	59件	64件	87件	85件	295件
LUMINOUS	4,526件	977件	851件	1,046件	1,126件	4,000件
2次会くん	743件	263件	262件	438件	364件	1,327件

(ライフ&テック事業)

主に生活品質向上に資するサービス(保険販売、金融・不動産紹介等)の提供と、婚活事業者間の相互会員紹介プラットフォーム「CONNECT-ship」を中心とした婚活テックの企画開発及び提供を行っています。

当事業年度については、生活品質向上に資するサービスは婚活・結婚周辺サービスの取り扱いを強化し、併せてこれらのサービスを紹介する当社顧客専用サイトのリニューアルを実施しました。なお、当事業年度末時点の取り扱いサービスは62サービス、当社顧客専用サイトの登録者数は5万人以上となり、当社が代理店として行う保険販売の新規保険契約証券数も概ね前事業年度水準での着地となりました。また、「CONNECT-ship」は一部利用事業者の利用会員数が減少したことでお見合い成立件数も減少となりました。なお、「CONNECT-ship」と連携した会員向け婚活パーティーや結婚相談所連盟は順調に推移しました。この結果、売上高は243百万円、営業利益は56百万円となりました。

< 同事業の主要指標 >

	2023年 3 月期	2024年 3 月期				
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	通期
( ライフ分野 )						
新規保険契約証券数	546件	125件	134件	144件	139件	542件
( テック分野 )						
CONNECT-ship 利用会員数 ( 期末 )	30,488名	30,694名	30,467名	29,059名	28,811名	28,811名
CONNECT-ship お見合い成立件数	286,593件	65,874件	63,284件	60,140件	57,072件	246,370件
CONNECT-ship 利用事業者数	12社	12社	12社	12社	12社	12社

(注) 上表のCONNECT-ship利用会員数(期末)は、当社結婚相談所の利用会員数を含んでいます。

( 地方創生事業 )

主に地方自治体向け婚活支援(婚活支援システム「parms」の提供、婚活支援センターの運営、各種イベント・セミナーの開催等)を行っています。

当事業年度については、北海道からオンライン婚活サポートセンターの委託業務、東京都「結婚支援マッチング事業支援業務」の事業プロモーターから交流イベント、AIによるマッチング、WEBによる個別相談等に係る支援業務、兵庫県から出会いサポートセンター運営業務を新たに受託しました。これらにより、婚活支援システムの提供数は12都府県、婚活支援センターの運営受託数は6都道府県、各種イベント・セミナーの受託件数は63件となりました。この結果、売上高は217百万円、営業利益は24百万円となりました。

< 同事業の主要指標 >

	2023年 3 月期	2024年 3 月期				
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	通期
婚活支援システム 提供都道府県(期末)	11府県	11府県	12都府県	12都府県	12都府県	12都府県
婚活支援センター運営 受託都道府県(期末)	3府県	4道府県	5都道府県	5都道府県	6都道府県	6都道府県
イベント・セミナー 受託件数	45件	48件	9件	2件	4件	63件

(注) 上表の婚活支援システム提供都道府県及び婚活支援センター運営受託都道府県は期末時点での提供・受託件数(見込み含む)です。

3) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概況  
キャッシュ・フローの状況」の項目をご参照下さい。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

1) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、組織体制、法令遵守等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開することにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応してまいります。

2) 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

3) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造や変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針です。

c. 資本の財源及び資金の流動性

1) 資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、認知度の向上を目的とした、より効果的な広告宣伝効果を期すための広告宣伝費の支払等、新たな顧客獲得のための人件費です。また、提供するサービスの向上を目的とした基幹システムへの投資に係る資金需要も生じております。

2) 財務政策

当社の事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用及び金融機関からの借入、新株の発行等により資金調達を行っております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況について

「a. 経営成績等 2)経営成績」に記載しております。



5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社が、当事業年度において実施した設備投資等の総額は80,497千円であり、その主なものは店舗改修等に係るものが32,128千円、ソフトウェア開発に係るものが48,039千円です。なお、有形固定資産の他、無形固定資産の投資額を含めて記載しております。

セグメント別の設備投資の内訳は以下のとおりです。

セグメントの名称	投資額(千円)	投資の主な目的
婚活事業	1,578	システム開発等
カジュアルウェディング事業	35,548	店舗改修等
ライフ&テック事業	30,591	システム開発等
地方創生事業	12,780	システム開発等
報告セグメント計	80,497	
全社(共通)	-	
合計	80,497	

また、当事業年度において、減損損失64,290千円を計上いたしました。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (損益計算書関係) 4 減損損失」に記載のとおりです。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

## 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりです。

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	その他有形固 定資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都品川区)	婚活事業 カジュアル ウェディング 事業 その他事業 管理部門	本社	37,371	3,950	7,312	348,352	19,868	416,855	104 14
銀座店 (東京都千代田区) 他26店舗	婚活事業 カジュアル ウェディング 事業 その他事業	店舗 事務所	445,619	9,632	284	-	-	455,536	186 26

- (注) 1. 従業員数は、アルバイト従業員については8時間換算し外書しております。  
2. 当事業年度においてカジュアルウェディング新宿オフィスを新設しております。  
3. 上記の他、主要な賃借設備の内容は下記のとおりです。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都品川区)	婚活事業 カジュアルウェディ ング事業 その他事業 管理部門	本社事務所	542.20	34,452
銀座店 (東京都千代田区) 他16店舗	婚活事業 その他事業	店舗・事務所	2,972.10	199,011
お台場店 (東京都江東区) 他9店舗	カジュアルウェディ ング事業	店舗・事務所	2,924.93	188,245

## 3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,280,000
計	35,280,000

2024年6月19日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より14,720,000株増加し、50,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年6月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,265,100	26,277,100	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 また、単元株式数は、100株です。
計	26,265,100	26,277,100	-	-

(注) 1. 事業年度末現在発行数と提出日現在発行数の差異は、新株予約権の行使により株式が発行されたことによるものです。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

「第6回新株予約権（2014年6月30日定時株主総会、A種優先株主・普通株主による種類株主総会、2015年4月3日臨時株主総会、A種優先株主・普通株主による種類株主総会決議に基づく2015年5月14日取締役会決議）」

付与対象者の区分及び人数	従業員 54名[従業員 50名]
新株予約権の数(個)	170[160](注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	204,000[192,000](注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2017年5月15日 至 2024年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67(注)5 資本組入額 33.5(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日現在の数値を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,200株です。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりです。

新株予約権者は、当社が東京証券取引所に当社株式を上場したことを条件として、新株予約権を行使することができます。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

新株予約権の相続は認められません。

当社と競業関係にある会社の役員、従業員、代理人、嘱託、顧問、相談役、代表者、コンサルタントその他これらに類するものに就任した場合には、新株予約権を行使することができません。

新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使することができません。

新株予約権者は、権利行使時において、後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けている場合は、新株予約権を行使することができません。

新株予約権者は、破産手続き開始決定または民事再生手続き開始決定を受けた場合は、新株予約権を行使することができません。

新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使はできません。

新株予約権者は、下記に定める上限の範囲内で本新株予約権を行使することができます。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとします。

(a) 2017年5月15日から2017年10月27日までの間は、本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の全部のうち40%を上限とします。

(b) 2017年10月28日から2018年10月27日までの間は、本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の全部のうち80%を上限とします。

(c) 2018年10月28日から2024年6月30日までの間は、本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の全部を行使することができます。

その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当て契約の定めるところによります。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（あわせて以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当て契約書」により定めた条件に基づきそれぞれ交付し、この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

5. 当社は、2015年4月25日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2015年8月14日付をもって普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。また、2017年1月1日付をもって普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	282,000	10,714,800	7,826	263,770	7,847	221,782
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)1,2	4,649,600	15,364,400	337,833	601,603	337,833	559,615
2021年3月29日 (注)3	997,800	16,362,200	83,316	684,919	83,316	642,931
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)1,2	5,428,400	21,790,600	311,176	996,096	311,176	954,108
2021年12月29日 (注)4	3,191,400	24,982,000	149,995	1,146,092	149,995	1,104,104
2022年3月16日 (注)5	-	24,982,000	1,102,092	44,000	1,104,104	-
2022年10月31日 (注)1	6,000	24,988,000	201	44,201	201	201
2023年3月28日 (注)6	1,271,100	26,259,100	74,994	119,195	74,994	75,195
2023年3月28日 (注)7	-	26,259,100	74,994	44,201	74,994	201
2023年5月31日 (注)1	4,800	26,263,900	160	44,361	160	361
2023年6月30日 (注)1	1,200	26,265,100	40	44,402	40	402

- (注) 1. 役員、従業員の新株予約権の行使による増加です。  
2. EVO FUNDによる新株予約権の行使による増加です。  
3. 有償第三者割当 997,800株  
発行価格 167円  
資本組入額 83.5円  
主な割当先 佐藤茂氏ほか当社役員及び従業員 計13名  
4. 有償第三者割当 3,191,400株  
発行価格 94円  
資本組入額 47円  
割当先 株式会社フォーシス アンド カンパニー、株式会社TMSホールディングス、  
アイ・ケイ・ケイ・ホールディングス株式会社  
5. 2022年3月15日開催の臨時株主総会において、資本金及び資本準備金を減少し、欠損填補することを決議したことによるものです。  
6. 有償第三者割当 1,271,100株  
発行価格 118円  
資本組入額 59円  
割当先 株式会社TMSホールディングス  
7. 2023年2月22日の取締役会決議において、注6に記載の有償第三者割当と同時に、資本金及び資本準備金を減少することを決議したことによるものです。  
8. 2024年4月1日から2024年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が12,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ402千円増加しております。

( 5 ) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	1	26	29	13	32	7,302	7,403	-
所有株式数(単元)	0	1,424	29,254	53,064	1,921	1,589	175,359	262,611	4,000
所有株式数の割合(%)	-	0.54	11.14	20.21	0.73	0.61	66.77	100	-

(注) 自己株式129株は「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に29株含まれております。

( 6 ) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 茂	東京都大田区	3,241,000	12.34
株式会社TMSホールディングス	大阪府大阪市中央区西心斎橋2丁目2番7号	1,803,000	6.86
株式会社フォーシスアンドカンパニー	東京都渋谷区神宮前6丁目2番14号	1,595,700	6.08
株式会社トーテム	東京都港区南青山7丁目8番4号	1,300,000	4.95
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	834,200	3.18
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	713,800	2.72
小林 正樹	東京都新宿区	441,000	1.68
高梨 雄一朗	東京都渋谷区	398,500	1.52
貝瀬 雄一	東京都品川区	390,100	1.49
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	336,900	1.28
計	-	11,054,200	42.09

(注) 持分比率は、自己株式129株を控除して計算しております。



(7)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,261,000	262,610	-
単元未満株式	普通株式 4,000	-	-
発行済株式総数	26,265,100	-	-
総株主の議決権	-	262,610	-

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
タメニー株式会社	東京都品川区大崎 一丁目20番3号	100	-	100	0.0
計	-	100	-	100	0.0

(注) 自己名義所有株式は、単元未満株式買取制度に基づき取得したものです。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求)	-	-	-	-
保有自己株式数	129	-	129	-

(注)1. 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求)」には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含まれておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求及び買増請求による株式数は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、財務体質の強化及び将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図りつつ、事業規模や収益が安定成長期に入ったと判断した時点で、配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施していく方針です。このため、現時点では配当を実施しておりません。

なお、剰余金を配当する場合は、株主総会決議に基づく期末配当を年1回行うことを基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度も採用しており、この場合の配当の決定機関は取締役会である旨を定款に定めております。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治・内部統制機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けております。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性、公正性を確保し、各ステークホルダーへ適正かつタイムリーな情報開示に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

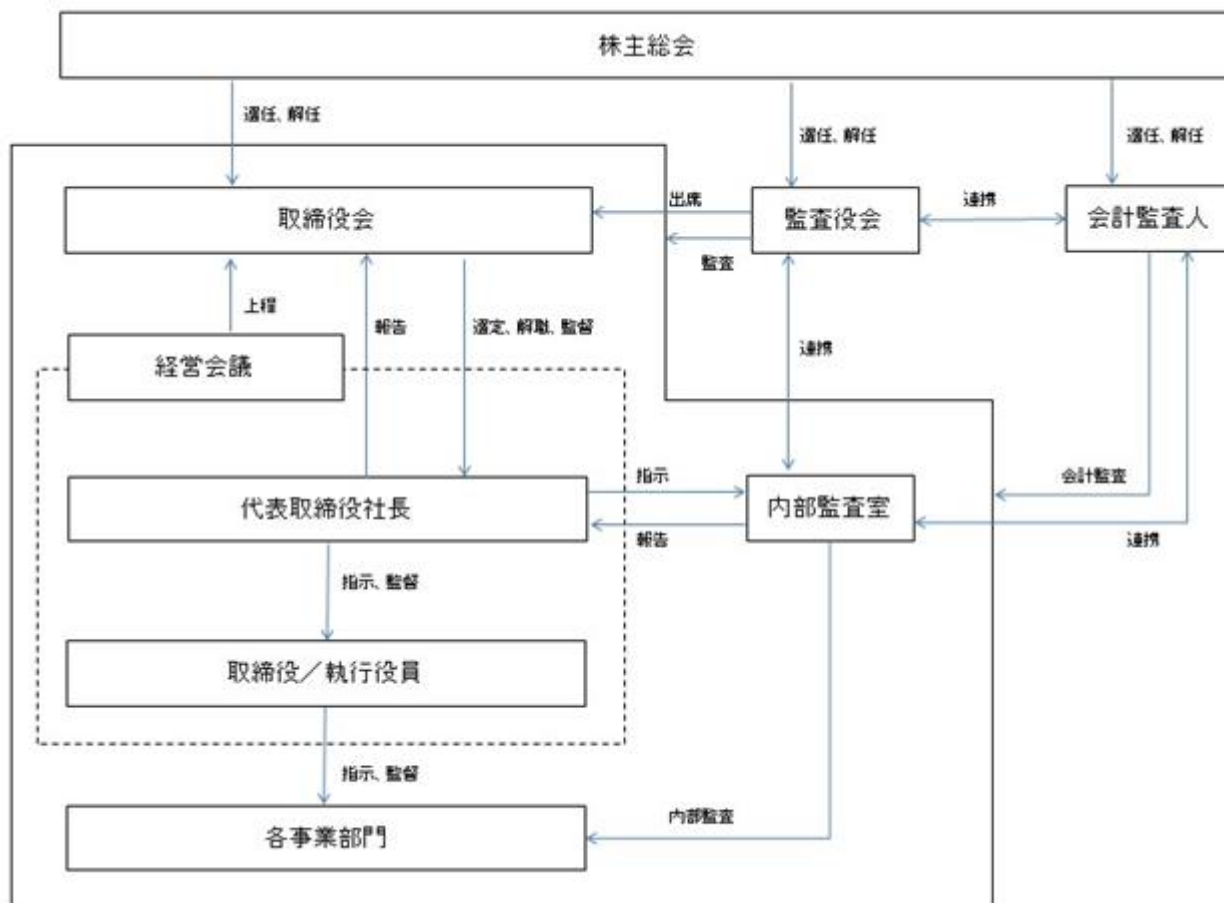
当社は、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考えております。また、当社は、婚活事業、カジュアルウェディング事業などの社会からの信頼を基盤として成立する事業を運営しており、企業価値の維持・向上の実現には、こうした社会からの信頼を維持していくことが必要不可欠であると認識しております。

当社は、これらを考慮し、継続的な企業価値の維持・向上の達成を目的として、取締役会、監査役会のほか、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、その構成員は以下のとおりです。

設置する機関の名称	構成員
取締役会	議長：代表取締役社長 栗沢研丞 構成員：栗沢研丞、佐藤茂、 小村富士夫（ 1 ）、渡瀬ひろみ（ 1 ）
監査役会	議長：常勤監査役 加藤秀俊 構成員：加藤秀俊（ 2 ）、池田勉（ 2 ）、吉野弦太（ 2 ）
経営会議	議長：代表取締役社長 栗沢研丞 構成員：栗沢研丞、佐藤茂、加藤秀俊 上記のほか、本部長などの幹部従業員及び 議長が指名する者が構成員となります。
リスク・コンプライアンス委員会	委員長：代表取締役社長 栗沢研丞 構成員：栗沢研丞、佐藤茂、小村富士夫、 渡瀬ひろみ、加藤秀俊、池田勉、吉野弦太 上記のほか、委員長が指名する者が構成員となります。

（ 1 ） 社外取締役

（ 2 ） 社外監査役



#### 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムにおきましては、経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の遵守のため、職務分掌及び内部牽制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制を導入しております。

また、これらの内容を取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」として定めた上で、これに基づき、諸規程を定め、適正に運用を行っております。

さらに、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めております。

諸法規等の遵守に関しては、内部監査室が動向を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、徹底に努めております。

#### リスク管理体制の状況

リスク管理体制につきましては、リスク管理とコンプライアンスが表裏一体の関係であることに鑑み、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進するために、社内において独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。さらに、「リスク管理規程」を制定し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化を未然に防止する体制の構築に努めております。

また、法律事務所、会計事務所及び社会保険労務士法人等の法務・会計・労務の専門家並びに社外の研究者等外部の専門家との相談や意見交換を通じて、事業に係るリスクをはじめとする諸情報を得て、最善と考えられる経営判断を行うよう努めております。

#### 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定するとともに、統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行っており、また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うとともに、リスク管理規程に基づき子会社の損失のリスク管理を行っております。

また、当社監査役ならびに内部監査室は、子会社の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告することとなっております。

なお、子会社の人事、総務、経理などの管理業務については、当社の管理部門の各部署がこれらを横断的に推進し、管理しております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、社外取締役及び監査役との間で損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である小村富士夫氏、渡瀬ひろみ氏、監査役である加藤秀俊氏、池田勉氏、吉野弦太氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役及び監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものです。

#### 取締役の定数

当社は、取締役を10名以内にする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議においては累積投票によらないこととする旨を定款に定めております。

#### 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元の実施を可能にするため、以下の事項について定款に定めております。

- ・会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨
- ・会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

##### ・基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為（「3.(1)」に定義します。）であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為の提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。ただし、株式の大規模買付行為の提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付行為の提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

##### ・基本方針の実現に資する特別な取組みについて

##### 1. 企業価値向上への取組み

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念のもと、婚活、カジュアルウェディング、ライフ&テック、地方創生の領域で、お客様が求める独自のサービスを創出し、提供することで持続的な成長を目指しています。2020年11月に策定した中期経営計画では、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を踏まえ、

2022年3月期からの3か年を短期業績回復と中長期的な成長基盤を構築する期間と位置づけ、事業構造改革や経営合理化等に努めてきました。これらにより、収益面では2022年3月期にEBITDAが黒字に転じ、2024年3月期に全段階利益及び全事業のEBITDAが黒字化しました。また、財務面では2022年3月期に債務超過を解消し、有利子負債の圧縮も進展しました。そして、正常化しつつある経営基盤や事業基盤をもって、改めて長期的に「上場企業のサービス業で売上高100位以内」を目指すというビジョンを掲げ、この実現に向けて2025年3月期からの3か年を持続的成長基盤を構築する期間と位置づけました。今後は、競争力及び生産性の強化、人的資本及び財務資本の強化、社会との共生推進を重点テーマとし各種取り組みを進めていきます。当社では、こうした取り組みをもって、将来にわたり企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存です。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治・内部統制機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けています。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性、公正性を確保し、各ステークホルダーへの適正かつタイムリーな情報開示に努めています。

### (2) コーポレート・ガバナンス体制

ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考え、当社経営陣の監督機関としての取締役会及び監査役会を設置しています。取締役会は取締役4名（うち社外取締役2名）で構成し、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、業務執行に関する重要事項を決定しています。また、取締役はその役割と責任を明確にするため任期を1年としています。

上記に加え、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を目的とした経営会議を設置しています。また、内部監査機能の充実を図るため各取締役、各事業部門の監査機関として代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、監査を実施し、その結果は代表取締役社長に報告され、指摘事項の改善状況の確認等を行っています。内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を置き、内部監査規程に基づいて、また監査役会や監査法人と連携を取りながら、業務の運営が効率的、合理的に行われているかを検証、評価し、改善すべき点については改善指示を出し、その後改善の様子をモニタリングすることにより、当社の業績の改善、経営の効率化に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を策定し、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、業務改善に向けた助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成し、原則毎月1回開催しています。また、監査役会で選定された常勤監査役は、取締役会のみならず、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査などを行っています。この他、リスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進することを目的とし、代表取締役社長を委員長とする独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会を3カ月に1回以上開催し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化の未然防止に努めています。

### (3) 内部統制システムの整備

経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の遵守のため、職務分掌及び内部牽制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制を導入しています。また、これらの内容を取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」として定めた上で、これに基づき、諸規程を定め、適正に運用を行っています。さらに、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めています。諸法規等の遵守に関しては、内部監査室が動向を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、徹底に努めています。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

## 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記に記載の基本方針に沿って継続されるものであり、当社株式等の大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社は、1.に記載のとおり、今後3か年は持続的成長基盤の構築に注力し、2027年3月期には売上高77億円、営業利益9億円、営業利益率11%以上を目指していきます。

一方で、2021年3月期以降、短期業績回復と中長期的な成長基盤の構築を進めるなかで、2020年11月13日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」及び2020年11月18日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」、2021年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」、2021年5月14日付「第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」、2021年12月13日付「資本業務提携及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」、2023年2月22日付「資本業務提携及び第三者割当による新株式発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」のとおり、新株予約権の発行等で1,286百万円（新株予約権の行使による新株式発行数10,000,000株）、第三者割当による新株式発行で608百万円（新株式発行数5,460,300株）の資金調達を実行しています。

これらを主因に、当社発行済株式総数に対する当社役員の保有割合は2020年9月30日時点の30.54%から2024年3月31日時点で13.75%となり、かつ、当社と当社役員との間、また当社と資本業務提携先との間で今後も当社株式を保有し続けることについての契約等が存在するわけではないことから、個々の事情により当社株式を売却する可能性は否定できず、その場合は当社株式の分散化が進んでいく可能性があります。そして、この結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

これらを踏まえ、大規模買付行為に対する対抗策の必要性を社内で慎重に検討し、大規模買付者が現れた際に、大規模買付者による情報提供、及び当社取締役会による検討・評価プロセスの確保、並びに当社の企業価値や株主共同の利益に対する侵害を防止するため、大規模買付行為開始前に所要の情報提供や検討期間を確保し、企業価値や株主共同の利益の維持・向上に資する本プランが必要であるとの結論にいたりました。

なお、2024年3月31日時点における当社の大株主の状況は、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」（6）「大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社と利害関係のない社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員には、小村富士夫氏、加藤秀俊氏及び池田勉氏の3氏が就任する予定です。なお、3氏の略歴等については、第4「提出会社の状況」4「コーポレート・ガバナンスの状況等」（2）「役員の状況」に記載のとおりです。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続き

#### 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。）について、保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計

算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)、弁護士及び会計士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)及び(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。)が20%以上となる買付け

- ( ) 当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下( )において同じとします。)について、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。)に係る株式等の株式等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。)及びその特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めのない限り同じとします。)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ( ) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等の認定基準に従い行うものとします。なお、この認定基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合がございますが、その場合、速やかに開示いたします。)を樹立する行為(本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の(iii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。)(ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、)

意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- (i) 大規模買付者の概要
- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (ロ) 代表者の役職氏名
  - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (二) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
  - (ヘ) 設立準拠法
- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況
- (iii) 大規模買付者が企図する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。))その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。)

本必要情報の提供

上記の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等の



ために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載したリスト（以下、「情報リスト」といいます。）を上記（ ）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会評価期間（ 3 . に定義します。）を開始するものとします。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者、重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（沿革、具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性並びに大規模買付行為完了後の当社株式等の保有方針及び当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠、算定機関の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。））の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡がある場合はその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- (vi) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社の株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社の株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の役員、従業員、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。また、当社取締役会又は独立委員会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

#### 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。但し、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置の発動を決議します。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点から以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。当社取締役会は、上記の各決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又は維持が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の中止又は停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

#### (2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2024年5月13日の当社取締役会の決議により開始し、2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時に終了します。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において当社提案に基づき本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

#### 当事業年度における取締役会の活動状況

月に1回取締役会を開催し、各部門から業績に関する報告が行われるとともに、子会社の状況についても適宜報告が行われております。個々の取締役の出席状況は以下のとおりです。なお、取締役会では、取締役会において決議すべき事項のほか、毎月行われている事業報告に基づき予算修正その他の財務施策に関する事項、事業運営及び経営の基本方針に関する事項等について検討いたしました。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役会長	佐藤 茂	13回	13回
代表取締役社長	栗沢 研丞	13回	13回
取締役	小村 富士夫	13回	13回
取締役	渡瀬 ひろみ	13回	10回

( 2 ) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 ( 役員の内女性の比率14% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 ( 株 )
代表取締役会長	佐藤 茂	1973年12月23日生	1997年3月 駒沢大学経営学部卒業 1997年4月 株式会社オプト ( 現、株式会社デジタルホールディングス ) 入社 2000年5月 株式会社サンマークライフクリエーション入社 2002年8月 同社常務取締役 2006年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 2006年9月 旧・株式会社パートナーエージェント 出向 2007年3月 旧・株式会社パートナーエージェント 代表取締役 2008年5月 当社代表取締役社長 2017年6月 株式会社シンクパートナーズ ( 現、タメニーエージェンシー株式会社 ) 代表取締役社長 2022年10月 当社取締役会長 2022年10月 タメニーエージェンシー 株式会社取締役 ( 現任 ) 2024年 6 月 当社代表取締役会長 ( 現任 )	( 注 ) 3	3,241,000
代表取締役社長	栗沢 研丞	1960年10月12日生	1983年3月 東北大学経済学部卒業 1983年4月 株式会社日本リクルートセンター ( 現、株式会社リクルートホールディングス ) 入社 2012年1月 株式会社オークネット執行役員 2013年3月 株式会社オークネット執行役員兼株式会社オーク・フィナンシャル・パートナーズ代表取締役 2016年4月 株式会社アソシア ( 現、株式会社あそしあ少額短期保険 ) 代表取締役 2020年4月 当社入社 2020年6月 当社取締役 2022年6月 タメニーエージェンシー株式会社取締役 2022年10月 当社代表取締役社長 ( 現任 ) 2022年10月 タメニーエージェンシー株式会社 代表取締役社長 ( 現任 )	( 注 ) 3	132,700
取締役	小村 富士夫	1964年 8 月16日生	1983年3月 福岡県立福岡高等学校卒業 1993年10月 株式会社新日本リビング ( 現、新日本製薬株式会社 ) 入社 1997年1月 同社専務取締役 1997年5月 株式会社エルネット代表取締役 1998年9月 株式会社 J I S 代表取締役社長 2005年6月 株式会社サイバード取締役 2006年10月 株式会社サイバードホールディングス 代表取締役会長 2007年7月 株式会社 J スタイル代表取締役 ( 現任 ) 2013年11月 当社社外取締役 ( 現任 ) 2015年10月 株式会社 S R I 代表取締役 ( 現任 )	( 注 ) 3 , 5	99,000 ( 注 ) 4

取締役	渡瀬 ひろみ (戸籍上の 氏名 大塚 ひろみ)	1964年11月14日生	1988年3月 京都大学農学部入社 1988年4月 株式会社リクルート入社(現、株式会社 リクルートホールディングス)入社 2010年4月 株式会社アール代表取締役(現任) 2016年5月 マックスバリュ西日本株式会社 社外取締役 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2016年10月 株式会社アーバンフューネス コーポレーション(現、むすびす株式 会社)社外監査役 2018年6月 株式会社商工組合中央金庫社外取締役 2019年9月 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役(現任) 2022年2月 株式会社フジ社外取締役(現任) 2022年5月 株式会社カスミ社外取締役(現任) 2022年6月 学校法人慈恵大学理事(現任) 2022年12月 株式会社ピリカ社外取締役(現任)	(注) 3 , 5	17,900
-----	----------------------------------	--------------	---	-----------	--------

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	加藤 秀俊	1954年 1月 7日生	1976年 3月 名古屋市立大学経済学部卒業 1976年 4月 株式会社三和銀行 (現、株式会社三菱UFJ銀行)入社 1997年 6月 同行国立支店支店長 1999年 4月 同行台北支店支店長 2002年 4月 株式会社バンダイ入社 2003年 1月 BHKトレーディング代表取締役社長 2007年 1月 バンダイ上海現地法人代表取締役社長 2010年 4月 バンダイロジカル香港現地法人 代表取締役社長 2013年 4月 当社常勤社外監査役(現任) 2014年 6月 タメニーエージェンシー株式会社 監査役(現任)	(注) 5	0
監査役	池田 勉	1971年10月16日生	1994年 3月 関西大学商学部卒業 1995年10月 青山監査法人入所 1999年 5月 公認会計士登録 2005年 2月 池田公認会計士事務所開設 2005年 5月 税理士登録 2008年 5月 赤坂有限責任監査法人代表社員(現任) 2013年 1月 赤坂税理士法人代表社員(現任) 2020年 6月 当社社外監査役(現任)	(注) 5, 6	119,700
監査役	吉野 弦太	1976年 1月11日生	1998年 3月 中央大学法学部法律学科卒業、 司法修習生(第52期) 2000年 4月 検事任官 (東京、千葉、鳥取、佐賀各地検) 2007年 4月 法務省大臣官房訟務部門 2010年 4月 横浜地方検察庁特別刑事部 2012年 4月 東京地方検察庁特別捜査部 2013年 4月 金融庁・証券取引等監視委員会 2016年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2016年 4月 のぞみ総合法律事務所入所 2018年 4月 のぞみ総合法律事務所パートナー就任 (現任) 2023年 6月 当社社外監査役(現任)	(注) 5, 6	0
計					3,610,300

- (注) 1. 取締役の小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏は、社外取締役です。  
2. 監査役の加藤秀俊氏、池田勉氏及び吉野弦太氏は、社外監査役です。  
3. 取締役の任期は、2024年6月19日開催の定時株主総会の終結時から2025年6月開催予定の定時株主総会の終結時までです。  
4. 取締役の小村富士夫氏の所有する普通株式99,000株は、小村富士夫氏が100%出資している株式会社SRIが所有するものです。  
5. 監査役の任期は、2023年6月21日開催の定時株主総会の終結時から2027年6月開催予定の定時株主総会の終結時までです。  
6. 当社は、取締役小村富士夫氏、渡瀬ひろみ氏及び常勤監査役加藤秀俊氏、監査役池田勉氏、監査役吉野弦太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

## 社外役員の状況

当社では、社外取締役2名を選任しております。外部からの客観的、中立的な経営判断や意見・助言を取締役会にて行うことを通して、その豊富な経験及び見識に基づいた取締役の職務執行を期待しております。

社外取締役小村富士夫氏は、株式会社JIMOSを設立し代表取締役社長となった後、株式会社サイバードホールディングス代表取締役会長の職を経て、株式会社Jスタイル代表取締役として、日本の様々なベンチャー企業の育成に取り組んでおり、企業経営に関する高度な知識と経験を有しております。

社外取締役渡瀬ひろみ氏は、株式会社リクルートにおいて雑誌『ゼクシィ』の立ち上げ、その他各媒体のディレクターや編集長を歴任し、その後株式会社アーリアを設立して代表取締役に就任してコンサルティング事業やベンチャー投資育成事業を行った経験があります。直近では株式会社フジの社外取締役に就任するなど、上場企業を含む企業の経営に関する経験が豊富で、高度な知識を有しております。

また、当社では社外監査役3名を選定しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が不可欠と考えており、当社では監査役会による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が発揮されております。

社外監査役加藤秀俊氏は、株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の国内外の支店長を歴任した後、株式会社バンダイの子会社及び海外の現地法人にて代表取締役を務めるなど、金融、会計、経営に関する幅広い知識から、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正な監査を実行することを目的に選任しております。

社外監査役池田勉氏は、青山監査法人入所後、2005年に自ら公認会計士事務所を開設するなど金融、会計、経営に関する幅広い知識を保有していると判断し、当社に対しては、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正な監査を期待して監査役に選任しております。

社外監査役吉野弦太氏は、法務省、検察庁などの行政機関での経験及び弁護士としての法令、コンプライアンスに関する幅広い知見に基づき、適宜質問、提言、助言を述べ、適切かつ適正な監査を実行することを期待して監査役を選任しております。

なお、社外役員の当社株式の保有状況については、役員一覧に記載の表のとおりでございます。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席して経営状況をモニタリングし、助言や意見交換を行います。社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行について監査するほか、内部監査の状況、会計監査人監査の状況を把握し、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じそれぞれと連携し、社内業務の適正化を図っております。また、社外取締役及び社外監査役は、原則として四半期に1回開催されるリスク・コンプライアンス委員会に出席し、社内でのリスクやコンプライアンス上の課題の把握をし、必要な助言や意見交換を行っております。

当社の監査役会は、社外監査役3名により構成され(うち1名は常勤監査役)、原則として月1回開催され、監査役間での情報共有を図っております。また、社外取締役は、任意で監査役会に出席することができ、情報収集、情報交換ができるようにしております。

監査役監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、重要書類の閲覧による実地調査、また取締役及び従業員からのヒアリング等を通じて実施しております。また、監査役監査は、内部監査と同質化しない程度において内部監査室と協力して共同監査を行うほか、年間監査計画とその実施状況を相互に共有するとともに、重要な会議に出席することによって、監査活動に関する定期的な情報交換を行っております。

また、当社は、監査役へ報告を行った当社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとしております。さらに、当社の監査役の職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するための費用について予算に計上し、監査役が費用の前払い又は事後の支払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務の処理をしなければならないものとしております。

内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を置き、内部監査規程に基づいて、また監査役会や監査法人と連携を取りながら、業務の運営が効率的、合理的に行われているかを検証、評価し、改善すべき点については改善指示を出し、その後改善の様子をモニタリングすることにより、当社の業績の改善、経営の効率化に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を策定し、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、業務改善に向けた助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

会計監査との関係については、会計監査人は太陽有責任監査法人を選定しております。監査役と会計監査人との間では、定期的に会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査室が同席することで情報共有を図っております。

#### 取締役及び監査役の責任免除及び責任限定契約

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役及び監査役との間において、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、取締役である小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏、監査役である加藤秀俊氏、池田勉氏及び吉野弦太氏と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。



## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社における監査役会は、監査役3名（うち1名は常勤監査役）により構成され、原則として月1回開催され、常勤監査役 加藤秀俊氏は、監査役間での情報共有を図っております。また、社外取締役は、任意で監査役会に出席することができ、情報収集、情報交換ができるようにしております。なお、常勤監査役 加藤秀俊氏は、株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の国内外の支店長を歴任した後、株式会社バンダイの子会社及び海外の現地法人にて代表取締役を務めるなど、金融、会計、経営に関する幅広い知識を有しております。社外監査役 池田勉氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役 吉野弦太氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回以上開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。なお、吉野弦太氏は、2023年6月21日に監査役に就任しており、以下の表は、就任後に開催された監査役会について数を数えて作成しております。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	加藤 秀俊	14回	14回
監査役	池田 勉	14回	14回
監査役	吉野 弦太	10回	10回

監査役監査における具体的な検討事項は、業務及び財産の状況、内部統制システムの構築及び運用の状況、会計監査人の監査の適正及び職務執行の状況であり、これらの調査又は監視及び検証は、それぞれ担当者へのヒアリングとともに重要な決裁書類等の閲覧などにより実施しております。また、監査役監査は、内部監査と同質化しない程度において内部監査室と協力して共同監査を行うほか、年間監査計画とその実施状況を相互に共有するとともに、重要な会議に出席することによって、監査活動に関する定期的な情報交換を行っております。

## 内部監査の状況

当社の内部監査室は、代表取締役社長直属の組織として室長1名及びスタッフ1名を置き、内部監査規程に基づいて、また監査役会や監査法人と連携を取りながら、業務の運営が効率的、合理的に行われているかを検証、評価し、改善すべき点については改善指示を出し、その後改善の様子をモニタリングすることにより、当社の業績の改善、経営の効率化に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を策定し、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、業務改善に向けた助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。また、内部監査室は、内部監査の結果を取締役及び監査役の全員を参加者とするリスクコンプライアンス委員会においても直接報告することとしております。

## 会計監査の状況

### a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

### b. 継続監査期間

2012年以降

### c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 陶江 徹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西村 大司

### d. 監査業務における補助者の構成

当社の監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他15名です。

### e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の再任の適否について、取締役会、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、独自に検討を行っています。

会計監査人の再任の適否の判断に当たっては、上記の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む）、監査実施体制、品質管理システムの監視体制及び独立性並びに専門性などが適切であるかについて、会計監査人に確認しております。また、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反又は抵触していないこと又は公序良俗に反する行為がないことを確認しております。併せて、会計監査人の継続監査期間も勘案しております。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で懲戒処分を受けており、その概要は以下のとおりです。

#### 1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

#### 2) 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

#### 3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

太陽有限責任監査法人から、処分の内容及び業務改善計画の概要について説明を受けた結果、当社の監査業務に影響は及ぼさないものと判断したため、総合的に勘案のうえ、太陽有限責任監査法人が適任であると判断し、選定しております。

### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人の職務の遂行状況の確認結果、並びに会計監査人から聴取した品質管理システム、外部レビューの結果及び当該年度の監査費用実績を総合して、会計監査人の監査の方法及び結果は相当と評価しています。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	33,000	-
連結子会社	-	-
計	33,000	-

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
28,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社の規模及び特性、監査日数や監査に要する時間等の諸要素を考慮し、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の内容が適切と判断したためです。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬については、取締役の報酬限度額は、2015年6月27日開催の第11期定時株主総会にて、年額200百万円以内と決議いただき、監査役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第5期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であり、監査役の員数は、1名です。役員報酬は、事業規模の拡大やガバナンス強化を目的とした員数の増加を見据えた報酬限度額を設定しております。

また、役員の報酬の方針は次の通り定めております。

## 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬は、a.基本報酬、b.変動報酬、c.特別報酬で構成されております。

## a.基本報酬

基本報酬は、当年度の事業・体制・経営計画を評価の基準として、管掌範囲の役割、管掌部門の重要性や期待値、取締役の役職によって評価・決定しております。

## b.変動報酬

変動報酬は、前年度の事業・体制・業績を評価の基準として、管掌範囲の役割、管掌部門の成果・貢献によって評価・決定しております。

## c.特別報酬

特別報酬は、前年度の計画経常利益を超過した分を基準として、一定基準の割合と内訳で決定しております。

取締役の具体的な報酬等の額又はその算定方法の決定については、2023年6月21日開催の取締役会にて代表取締役栗沢研丞が前記株主総会で決議されている報酬等の総額の範囲内にて、取締役の報酬の方針に従って決定するよう一任されております。取締役会が代表取締役栗沢研丞に取締役報酬等の決定を一任している理由としては、代表取締役栗沢研丞が、担当職務の内容や範囲担当職務や貢献度等を総合的に勘案して決定することができると判断したことによります。

監査役の報酬については、監査役会にて協議の上、その役割に応じて監査役報酬を決定しております。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	53,331	53,331	-	-	3
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	15,900	15,900	-	-	6

(注) 1. 役員ごとの報酬等につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので、記載を省略しております。

2. 上表には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上表には、2023年6月21日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって任期満了となった取締役1名及び監査役1名の分を含んでおります。

( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

なお、当社は、純投資目的である投資株式は保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(ア) 保有方針及び保有目的の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式の保有については、取引関係の強化及び維持を目的としており、当社の企業価値の向上につながる企業の株式を保有対象とすることを基本方針としています。今後、事業の拡充に際し、純投資目的以外の目的である投資株式の保有が必要と考えられる場合には、保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係等を踏まえ、保有の可否を検討するとともに、保有株式については、企業価値向上への貢献度等を勘案して、適宜、見直し、保有する意義が乏しくなったと判断される銘柄については売却を検討してまいります。

また、それら純投資目的以外の目的である投資株式に係る議決権の行使については、当社及び投資先企業双方の中長期的な企業価値向上に繋がるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかなどを当社判断基準とし、適切に議決権を行使してまいります。

(イ) 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当する投資株式はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当する投資株式はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当する投資株式はありません。

(ウ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当する投資株式は保有していません。

みなし保有株式

該当する投資株式は保有していません。

保有目的が純投資目的である株式

該当する投資株式は保有していません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、前事業年度は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は、2023年3月31日付で完全子会社であったタメニーアートワークス株式会社を吸収合併いたしました。また、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年10月大蔵省令第28号）第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、2023年4月1日より完全子会社であるタメニーエージェンシー株式会社を連結対象から除外しました。これに伴い、連結対象子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催するセミナーや研修会への参加等を通じて積極的な情報収集活動に努めております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,318,397	1,691,554
売掛金	717,410	722,327
有価証券	-	30,000
商品	2,865	-
貯蔵品	2,536	1,986
前払金	13,514	9,382
前払費用	109,570	119,699
その他	189,326	21,148
貸倒引当金	41,730	36,157
流動資産合計	2,311,891	2,559,942
固定資産		
有形固定資産		
建物	803,216	780,208
減価償却累計額	287,591	297,217
建物(純額)	515,624	482,990
工具、器具及び備品	258,987	226,530
減価償却累計額	228,739	212,947
工具、器具及び備品(純額)	30,248	13,582
その他	60,163	60,059
減価償却累計額	46,286	52,462
その他(純額)	13,877	7,596
有形固定資産合計	559,750	504,170
無形固定資産		
のれん	1,223,024	1,070,146
ソフトウェア	464,493	348,352
ソフトウェア仮勘定	18,194	19,868
商標権	4,624	4,124
無形固定資産合計	1,710,337	1,442,492
投資その他の資産		
投資有価証券	101,750	-
関係会社株式	5,000	5,000
長期貸付金	127,664	127,664
長期前払費用	2,067	706
繰延税金資産	548	16,921
敷金	330,736	329,671
貸倒引当金	127,664	127,664
投資その他の資産合計	440,102	352,299
固定資産合計	2,710,189	2,298,962
資産合計	5,022,080	4,858,904

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	139,722	147,762
短期借入金	<sup>2</sup> 869,936	<sup>2</sup> 843,075
1年内返済予定の長期借入金	808,091	948,337
未払金	209,921	158,689
未払消費税等	50,468	50,438
未払法人税等	4,779	3,509
未払費用	21,723	38,121
リース債務	7,361	6,647
預り金	11,358	23,166
前受金	<sup>3</sup> 66,911	<sup>3</sup> 122,962
資産除去債務	40,918	5,687
その他の引当金	262	812
その他	<sup>1</sup> 17,112	<sup>1</sup> 18,928
流動負債合計	2,248,566	2,368,138
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2,384,238	2,084,538
関係会社長期借入金	17,205	11,329
リース債務	8,658	2,010
資産除去債務	200,896	243,316
その他	16,816	-
固定負債合計	2,627,815	2,341,196
負債合計	4,876,382	4,709,334
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	44,201	44,402
資本剰余金		
資本準備金	201	402
その他資本剰余金	906,064	101,355
資本剰余金合計	906,265	101,757
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	804,708	3,469
利益剰余金合計	804,708	3,469
自己株式	59	59
株主資本合計	145,698	149,569
純資産合計	145,698	149,569
負債純資産合計	5,022,080	4,858,904



## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	1, 2 3,988,722	1 5,598,503
売上原価	2 890,320	1,664,293
売上総利益	3,098,402	3,934,210
販売費及び一般管理費	2, 3 3,137,584	2, 3 3,856,907
営業利益又は営業損失( )	39,182	77,303
営業外収益		
受取利息	3,637	1,925
貸倒引当金戻入額	-	1,307
その他	130	412
営業外収益合計	3,767	3,646
営業外費用		
支払利息	2 36,982	2 36,469
支払手数料	41,337	16,378
その他	937	862
営業外費用合計	79,257	53,710
経常利益又は経常損失( )	114,671	27,238
特別利益		
助成金収入	128,639	27,657
抱合せ株式消滅差益	127,039	-
その他	524	-
特別利益合計	256,204	27,657
特別損失		
減損損失	4 96,172	4 64,290
臨時休業等による損失	221,090	-
貸倒損失	2 650,000	-
特別損失合計	967,262	64,290
税引前当期純損失( )	825,729	9,394
法人税、住民税及び事業税	3,711	3,509
法人税等調整額	24,732	16,373
法人税等合計	21,020	12,864
当期純利益又は当期純損失( )	804,708	3,469

売上原価明細書

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
婚礼会場費	445,862	50.1	636,445	38.2
婚礼・フォトスタジオ衣装費	82,809	9.3	347,679	20.9
その他	361,647	40.6	680,168	40.9
売上原価	890,320	100.0	1,664,293	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	44,000	-	1,144,198	1,144,198	388,124	388,124
当期変動額						
新株の発行（新株 予約権の行使）	201	201	-	201	-	-
新株の発行	74,994	74,994	-	74,994	-	-
減資	74,994	74,994	149,989	74,994	-	-
欠損填補	-	-	388,124	388,124	388,124	388,124
当期純損失（ ）	-	-	-	-	804,708	804,708
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	201	201	238,134	237,933	416,584	416,584
当期末残高	44,201	201	906,064	906,265	804,708	804,708

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	59	800,015	800,015
当期変動額			
新株の発行（新株 予約権の行使）	-	402	402
新株の発行	-	149,989	149,989
減資	-	-	-
欠損填補	-	-	-
当期純損失（ ）	-	804,708	804,708
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	-	-	-
当期変動額合計	-	654,317	654,317
当期末残高	59	145,698	145,698

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	44,201	201	906,064	906,265	804,708	804,708
当期変動額						
新株の発行（新株 予約権の行使）	201	201	-	201	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-
減資	-	-	-	-	-	-
欠損填補	-	-	804,708	804,708	804,708	804,708
当期純利益	-	-	-	-	3,469	3,469
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	201	201	804,708	804,507	808,178	808,178
当期末残高	44,402	402	101,355	101,757	3,469	3,469

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	59	145,698	145,698
当期変動額			
新株の発行（新株 予約権の行使）	-	402	402
新株の発行	-	-	-
減資	-	-	-
欠損填補	-	-	-
当期純利益	-	3,469	3,469
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	-	-	-
当期変動額合計	-	3,871	3,871
当期末残高	59	149,569	149,569

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前当期純損失( )	9,394
減価償却費	228,303
のれん償却額	152,878
貸倒引当金の増減額( は減少)	709
その他の引当金の増減額( は減少)	549
受取利息	1,925
支払利息	36,469
助成金収入	27,657
減損損失	64,290
営業外支払手数料	16,378
売上債権の増減額( は増加)	4,917
棚卸資産の増減額( は増加)	2,796
前払費用の増減額( は増加)	6,010
前払金の増減額( は増加)	4,131
仕入債務の増減額( は減少)	8,039
未払金の増減額( は減少)	33,894
未払費用の増減額( は減少)	18,413
預り金の増減額( は減少)	11,807
預け金の増減額( は増加)	66,780
未払消費税等の増減額( は減少)	30
前受金の増減額( は減少)	56,051
その他	783
小計	584,554
利息の受取額	3,442
利息の支払額	36,469
助成金の受取額	27,657
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	4,779
営業外支払手数料の支払額	16,378
営業活動によるキャッシュ・フロー	558,027

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	33,124
無形固定資産の取得による支出	73,046
有価証券の償還による収入	71,750
資産除去債務の履行による支出	46,880
敷金の差入による支出	18,424
敷金の回収による収入	104,961
事業譲渡による収入	2,400
その他	766
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,402
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額（は減少）	26,860
長期借入金の返済による支出	159,453
リース債務の返済による支出	7,361
新株予約権の行使による株式の発行による収入	402
財務活動によるキャッシュ・フロー	193,273
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	373,156
現金及び現金同等物の期首残高	1,318,397
現金及び現金同等物の期末残高	1,691,554

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、建物(建物附属設備は除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりです。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

のれん 11年～12年

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 婚活事業

婚活事業においては、会員に対して種別等に応じたサービスを提供することを履行義務としております。会費等については時の経過に基づき、また各種利用料については利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、したがって会費等については契約期間等にわたって収益を認識し、各種利用料については利用状況に応じて月の収益として認識しております。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に受領しております。

(2) カジュアルウェディング事業

カジュアルウェディング事業においては、結婚式等のサービスを提供することを履行義務としております。サービスの提供を行った時点で履行義務が充足されると判断しており、したがって施行時に収益として認識しております。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ取引

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

将来の金利市場における変動リスクを回避する目的で実施しております。経営の安定化に寄与すると判断し取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

カジュアルウェディング事業ののれん及び固定資産の減損

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
のれん	1,223,024	1,070,146
カジュアルウェディング事業に属する有形・無形固定資産	535,470	479,173
計	1,758,495	1,549,320

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

カジュアルウェディング事業は、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けた後、未だ回復途上にあることから、減損の兆候があると判断しております。カジュアルウェディング事業ののれんについては、残存償却年数にわたる割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんの帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。カジュアルウェディング事業の固定資産については、資産グループ毎の割引前将来キャッシュ・フローを見積り、資産グループの帳簿価額を超えないと判断された固定資産について減損損失を計上しております。

・主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる将来キャッシュ・フローについては、経営者が承認した事業計画をもとに算定しております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りには、施行数、単価及び各種費用の見積り、及びこれらにかかる不確実性の程度の見積り、並びに人件費の潜在的な上昇可能性の見積りを反映させております。

・翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積額の前提としたカジュアルウェディング事業の事業計画における各サービス(スマ婚、2次会くん、フォトウェディング)の施行数、単価または粗利率等の重要な未達の発生や人件費をはじめとした各種費用の想定外の上昇が発生した場合には、回収可能価額が減少し、翌事業年度における減損損失の発生により重要な影響を与える可能性があります。



(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものです。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(特例財務諸表提出会社に該当しなくなったことによる表示方法の変更)

前事業年度において、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成していましたが、当事業年度より、特例財務諸表提出会社に該当しなくなったため、表示方法の変更をしております。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額43,322千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(流動資産)		
その他(関係会社未収入金)	2,457千円	-千円
(流動負債)		
その他(関係会社未払金)	814	228

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行(前事業年度は2行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度額	600,000千円	200,000千円
借入実行残高	269,503	-
差引額	330,496	200,000

- 3 契約負債については、流動負債の前受金に計上しております。契約負債の金額は、「注記事項(収益認識関係)(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 契約負債の残高等」に記載のとおりです。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	12,520千円	-千円
売上原価	14,899	-
販売費及び一般管理費	1,508	104
営業外費用(支払利息)	56	113
特別損失(貸倒損失)	650,000	-

- 3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45.9%、当事業年度49.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.1%、当事業年度50.5%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
従業員給料及び手当	771,225千円	1,129,027千円
広告宣伝費	594,726	678,139
地代家賃	416,178	472,200
減価償却費	216,759	228,303
貸倒引当金繰入額	2,448	2,017

## 4 減損損失

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
OTOCON大阪 (大阪府)	婚活支援	建物、工具、器具及び備品	4,934
OTOCON銀座 (東京都中央区)	婚活支援	建物、工具、器具及び備品	6,911
渋谷ショールーム (東京都渋谷区)	ウェディング	建物、工具、器具及び備品	47,546
天神ショールーム (福岡県)	ウェディング	建物、工具、器具及び備品	605
本社 (東京都品川区)	本社	建物、工具、器具及び備品	33,287
本社 (東京都品川区)	婚活用ソフトウ エア	ソフトウェア	2,886

## (1) 資産のグルーピングの方法

当社は、報告セグメントを基礎に各事業におけるキャッシュ・フロー管理区分をグルーピングの単位としており、婚活事業はエリア別、カジュアルウェディング事業は主としてエリア別、その他事業は主としてサービス別に資産のグルーピングを行っております。なお、撤退の意思決定を行った店舗については、店舗別に資産のグルーピングを行っております。

## (2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗の退去を決議したことにより、予定よりも早期に除却を行うため、十分なキャッシュ・フローの獲得が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(96,172千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物88,380千円、工具、器具及び備品4,174千円、その他731千円及びソフトウェア2,886千円です。

## (3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として減損損失を算定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
ウェディング名古屋店 （愛知県）	ウェディング	建物、工具、器具及び備品	30,775
ウェディング天神店 （福岡県）	ウェディング	建物、工具、器具及び備品	27,612
渋谷ショールーム （東京都渋谷区）	ウェディング	建物	5,898
OTOCON大阪 （大阪府）	婚活支援	建物	2,792
OTOCON銀座 （東京都中央区）	婚活支援	建物	5,479
本社等 （東京都品川区）	本社	調整額	8,267

#### （1）資産のグルーピングの方法

当社は、報告セグメントを基礎に各事業におけるキャッシュ・フロー管理区分をグルーピングの単位としており、婚活事業はエリア別、カジュアルウェディング事業は主としてエリア別、その他事業は主としてサービス別に資産のグルーピングを行っております。なお、撤退の意思決定を行った店舗については、店舗別に資産のグルーピングを行っております。

#### （2）減損損失の認識に至った経緯

十分なキャッシュ・フローの獲得が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（64,290千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物70,173千円、工具、器具及び備品2,385千円です。また全社費用の調整額として 8,267千円を計上しております。

#### （3）回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として減損損失を算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,982,000	1,277,100	-	26,259,100
合計	24,982,000	1,277,100	-	26,259,100
自己株式				
普通株式	129	-	-	129
合計	129	-	-	129

(注) 普通株式の発行済株式数の増加1,277,100株のうち、6,000株はストック・オプションの行使、1,271,100株は第三者割当による新株の発行によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての新株予約権(第6回)	-	-	-	-	-	(注)
合計		-	-	-	-	-	-

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	26,259,100	6,000	-	26,265,100
合計	26,259,100	6,000	-	26,265,100
自己株式				
普通株式	129	-	-	129
合計	129	-	-	129

（注）普通株式の発行済株式数の増加6,000株はストック・オプションの行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社（親会社）	2015年ストック・オプションとしての新株予約権（第6回）	-	-	-	-	-	（注）
合計		-	-	-	-	-	-

（注）当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。  
したがって前事業年度の記載はしていません。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	1,691,554千円
現金及び現金同等物	1,691,554

(リース取引関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。  
したがって前事業年度の記載はしていません。

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (2024年3月31日)
1年内	49,200千円
1年超	34,417
合計	83,617

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものです。

(金融商品関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。  
したがって前事業年度の記載はしていません。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資資金について必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、一時的な  
余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、敷金及び長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の債券であり、発行体の信用リスクに晒されてお  
りません。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後12年です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、売掛金、敷金及び長期貸付金について、経理部門が取引先の状況を定期的にモニ  
タリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握  
や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的  
に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理してお  
ります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時  
価が異なることもあります。



2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券(2)			
その他有価証券	30,000	30,000	-
	30,000	30,000	-
(2) 敷金(1)	340,171	320,903	19,267
資産計	370,171	350,903	19,267
(1) 長期借入金(1)	3,032,876	3,032,125	750
負債計	3,032,876	3,032,125	750

1. 敷金には1年内回収予定の敷金を、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金をそれぞれ含んでおります。

2. 市場価格のない株式等は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度 (2024年3月31日)
関係会社株式	5,000千円

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,691,554	-	-	-
売掛金	722,327	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
債券(社債)	30,000	-	-	-
敷金	10,500	119,467	90,878	119,324
合計	2,454,381	119,467	90,878	119,324

2. 借入金の決算日後の返済予定額

当事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	843,075	-	-	-	-	-
長期借入金	948,337	458,913	863,587	134,231	112,568	515,238
合計	1,791,413	458,913	863,587	134,231	112,568	515,238

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
社債	-	30,000	-	30,000
資産計	-	30,000	-	30,000
該当事項はありません。	-	-	-	-
負債計	-	-	-	-

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	320,903	-	320,903
資産計	-	320,903	-	320,903
長期借入金	-	3,032,125	-	3,032,125
負債計	-	3,032,125	-	3,032,125

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券（社債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、「2. その他有価証券」及び「3. 売却したその他有価証券」は、前事業年度の記載はしていません。

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は、関係会社株式5,000千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は、関係会社株式5,000千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

2. その他有価証券

当事業年度(2024年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 社債	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 社債	30,000	30,000	-
	小計	30,000	30,000	-
合計		30,000	30,000	-

3. 売却したその他有価証券

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって前事業年度の記載はしていません。

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 261名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,251,600株
付与日	2015年5月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
対象勤務期間	自2015年5月15日 至2017年5月14日
権利行使期間	自2017年5月15日 至2024年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2015年8月14日付株式分割(1株につき4株の割合)並びに2017年1月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回新株予約権
権利確定前 (株)	-
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	210,000
権利確定	-
権利行使	6,000
失効	-
未行使残	204,000

(注) 2015年8月14日付株式分割(1株につき4株の割合)並びに2017年1月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

		第6回新株予約権
権利行使価格	(円)	67
行使時平均株価	(円)	116
付与日における公正な評価単価	(円)	-

(注) 2015年8月14日付株式分割(1株につき4株の割合)並びに2017年1月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 7,956千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
295千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	58,593千円	56,665千円
減損損失	1,231	1,231
減価償却超過額	43,228	34,600
資産除去債務	83,643	86,130
税務上の繰越欠損金(注)2	925,555	925,654
その他	2,082	2,325
繰延税金資産小計	1,114,336	1,106,608
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	925,555	898,836
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	145,065	140,829
評価性引当額(注)1	1,070,621	1,039,665
繰延税金資産合計	43,715	66,942
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	43,167	50,020
繰延税金負債合計	43,167	50,020
繰延税金資産の純額	548	16,921

(注)1. 評価性引当額が30,955千円減少しております。この主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	-	-	925,555	925,555
評価性引当額	-	-	-	-	-	925,555	925,555
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	8,772	916,881	925,654
評価性引当額	-	-	-	-	-	898,836	898,836
繰延税金資産	-	-	-	-	8,772	18,044	(2) 26,817

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 税務上の繰越欠損金925,654千円について、繰延税金資産26,817千円を計上しています。当該繰延税金資産は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
前事業年度（2023年3月31日）  
税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）  
税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

（持分法損益等）  
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）  
前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって前事業年度の記載はしていません。

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社・営業拠点の建物賃借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を固定資産の耐用年数と同一と見積り、割引率は0.023%～1.854%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	241,815千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,398
時の経過による調整額	1,338
見積りの変更による増加額	43,322
資産除去債務の履行による減少額	41,870
期末残高	249,004

二 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度における資産除去債務の見積りの変更については、注記事項（会計上の見積りの変更）に記載のとおりです。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高等

契約負債は主にサービス提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、前受金に計上しております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりです。

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	575,777千円	717,410千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	717,410千円	722,327千円
契約負債(期首残高)	10,890千円	66,911千円
契約負債(期末残高)	66,911千円	122,962千円

1. 前事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、前事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。
2. 当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。
3. 当事業年度において契約負債が増加した理由は、主にフランチャイズ加盟金受領によるものです。

残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。



(セグメント情報等)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって前事業年度の記載はしていません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、主たる事業内容別に「婚活事業」、「カジュアルウェディング事業」、「ライフ&テック事業」、「地方創生事業」に分類し、当該事業を報告セグメントとしております。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当事業年度より、報告セグメントの「テック事業」「ライフスタイル事業」を統合し「ライフ&テック事業」とし、「法人・自治体向け事業」を法人向け事業の譲渡に伴い「地方創生事業」としており、従来の「婚活事業」、「カジュアルウェディング事業」、「テック事業」、「ライフスタイル事業」、「法人・自治体向け事業」の5区分から、「婚活事業」、「カジュアルウェディング事業」、「ライフ&テック事業」、「地方創生事業」の4区分に変更しております。

(3) 各報告セグメントに属するサービスの種類

各報告セグメントに属する主要なサービス等は、それぞれ次のとおりです。

報告セグメント	主要サービス等
婚活事業	付加価値の高い結婚相談所の運営、婚活パーティーの企画開発及び運営、オンライン婚活サービス（アプリ完結型結婚相談所等）の企画開発及び運営等
カジュアルウェディング事業	カジュアルな挙式披露宴、少人数挙式、フォトウェディング、結婚式二次会のプロデュース等
ライフ&テック事業	成婚後の生活品質向上に資するサービス（保険販売、金融・不動産紹介等）、婚活事業者間の相互会員紹介プラットフォームを中心とした婚活テックの企画開発及び提供等
地方創生事業	地方自治体向け婚活支援（婚活支援システムの提供、婚活支援センターの運営、各種イベント・セミナーの開催等）等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、（重要な会計方針）における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	婚活事業	カジュアル ウェディング 事業	ライフ&テック 事業	地方創生事業	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	2,106,255	3,042,245	231,233	217,761	5,597,496	1,006	5,598,503
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,106,255	3,042,245	231,233	217,761	5,597,496	1,006	5,598,503
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	10,935	5,053	11,973	-	27,962	27,962	-
計	2,117,191	3,047,298	243,207	217,761	5,625,459	26,955	5,598,503
セグメント利益又は 損失( )	529,575	43,466	56,357	24,985	567,452	490,149	77,303
セグメント資産	815,967	1,780,647	71,942	285,140	2,953,698	1,905,206	4,858,904
その他の項目							
減価償却費	107,226	85,883	5,686	15,298	214,095	14,208	228,303
のれん償却額	-	152,878	-	-	152,878	-	152,878
有形固定資産及び 無形固定資産 の増減額	72,404	77,862	16,895	2,371	135,743	34,803	170,546

(注)1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額 490,149千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用の主な内容は、報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
- (2) セグメント資産の調整額1,905,206千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産です。全社資産の主な内容は、余剰運用資金(現金及び預金)、投資資金(有価証券)及び管理部門に係る資産等です。
- (3) その他の項目の調整額 20,595千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増減額及びその減価償却費です。全社資産の増減額の主な内容は、報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等です。

2. セグメント利益又は損失( )は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、製品・サービスの種類を基礎として報告セグメントを構成しており、詳細については「セグメント情報」3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報の「外部顧客への売上高」に記載のとおりです。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	財務諸表計上額
	婚活事業	カジュアルウェディング事業	ライフ&テック事業	地方創生事業	計		
減損損失	8,272	64,286	-	-	72,558	8,267	64,290

(注) 各報告セグメントに帰属しない全社費用の調整額として、減損損失 8,267千円を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	財務諸表計上額
	婚活事業	カジュアルウェディング事業	ライフ&テック事業	地方創生事業	計		
当期償却額	-	152,878	-	-	152,878	-	152,878
当期末残高	-	1,070,146	-	-	1,070,146	-	1,070,146

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引  
該当事項はありません。
  
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
1株当たり純資産額	5.55円	5.69円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( )	32.19円	0.13円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	0.13円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2023年 3月31日)	当事業年度 (2024年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	145,698	149,569
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	145,698	149,569
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	26,258,971	26,264,971

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	804,708	3,469
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ( )(千円)	804,708	3,469
期中平均株式数(株)	24,998,628	26,264,096
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	83,942
(うち新株予約権)(株)	-	(83,942)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	803,216	79,050	102,058 (56,002)	780,208	297,217	53,638	482,990
工具、器具及び備品	258,987	330	32,786 (2,385)	226,530	212,947	14,012	13,582
その他	60,163	-	104	60,059	52,462	6,280	7,596
有形固定資産計	1,122,367	79,380	134,949 (58,387)	1,066,798	562,628	73,930	504,170
無形固定資産							
ソフトウェア	919,231	37,731	14,530	942,432	594,080	153,872	348,352
ソフトウェア仮勘定	18,194	39,405	37,731	19,868	-	-	19,868
のれん	1,739,057	-	-	1,739,057	668,911	152,878	1,070,146
商標権	5,000	-	-	5,000	875	499	4,124
無形固定資産計	2,681,483	77,137	52,261	2,706,359	1,263,867	307,250	1,442,492

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )は内数で、当事業年度の減損損失計上額です。

なお、減損損失の調整額として計上している5,903千円は含めておりません。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物	事務所新設工事費	14,647千円
	フォトスタジオ改装工事費	18,200千円
	資産除去債務の見積りの変更	43,322千円
ソフトウェア仮勘定	基幹システム等の開発	39,405千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

建物	減損損失	56,002千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	37,731千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	869,936	843,075	0.77	-
1年以内に返済予定の長期借入金	808,091	948,337	0.91	-
1年以内に返済予定のリース債務	7,361	6,647	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,384,238	2,084,538	1.15	2025年 ~2035年
関係会社長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	17,205	11,329	1.00	2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,658	2,010	-	
合計	4,095,491	3,895,940	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金、関係会社長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	458,913	863,587	134,231	112,568
関係会社長期借入金	11,329	-	-	-
リース債務	2,010	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	169,394	2,660	1,620	6,613	163,821
その他の引当金	262	6,312	5,500	262	812

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替及び回収等による取崩額です。

2. その他の引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による取崩額です。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,133
預金	
普通預金	1,627,803
定期預金	61,016
定期積金	600
小計	1,689,420
合計	1,691,554

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
個人(注)	268,887
自治体	227,098
みずほファクター株式会社	176,643
りそな決済サービス株式会社	2,371
その他	47,326
合計	722,327

(注) 相手先は多数の個人であり、個々の金額は僅少であるため、その具体名の記載を省略しています。

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期末残高 (千円)	当期末発生高 (千円)	当期末回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
717,410	3,689,658	3,684,740	722,327	83.6	71

ハ．貯蔵品

品目	金額(千円)
貯蔵品	
金券	1,986
合計	1,986



二. 敷金

区分	金額(千円)
本社	26,249
事務所	7,033
店舗	296,388
合計	329,671

負債の部  
 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社フォーシスアンドカンパニー	42,860
株式会社ラボネットワーク	35,309
アートグリーン株式会社	5,652
株式会社タイムレス	5,121
株式会社SaaS	4,180
その他	54,638
合計	147,762

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,304,631	2,583,013	4,118,363	5,598,503
税引前四半期(当期)純損失 ( )(千円)	80,011	128,138	24,044	9,394
当期純利益又は四半期純損失 ( )(千円)	80,011	129,789	26,520	3,469
1株当たり当期純利益又は1株当 たり四半期純損失( )(円)	3.05	4.94	1.01	0.13

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期純損失( )(円)	3.05	1.90	3.93	1.14

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3カ月以内の日
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL： <a href="https://tameny.jp/ir/stock/announce/">https://tameny.jp/ir/stock/announce/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第19期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月22日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2023年6月20日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第20期第1四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日関東財務局長に提出  
（第20期第2四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月10日関東財務局長に提出  
（第20期第3四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月9日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
2023年6月22日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。  
2023年8月10日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書です。  
2024年5月10日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書です。  
2024年6月20日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月20日

タメニー株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 陶江 徹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西村 大司 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタメニー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タメニー株式会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、近年、カジュアルウェディング事業領域の強化及び拡大を目的として他企業の株式取得を実施している。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、2024年3月31日現在、株式取得に伴うのれんの貸借対照表計上額は1,070,146千円であり、総資産の約22%を占めている。会社は、投資に当たり、将来キャッシュ・フローやシナジー効果を含む投資計画の妥当性の検証等を慎重に行うとともに、投資後においては、事業環境の変化等を含め、定期的なモニタリングを実施している。</p> <p>会社は、カジュアルウェディング事業資産（のれん残高1,070,146千円、その他固定資産残高479,173千円）を資産グループとしているが、当該資産グループに減損の兆候があると判断している。減損の兆候を把握したのれんについては、のれんの残存償却年数にわたり見積られる資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループののれん及びその他の固定資産の帳簿価額を下回る場合、減損損失の認識を行うこととしている。</p> <p>のれんの評価における重要な仮定は、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いられる事業計画において考慮されている仮定であり、カジュアルウェディング事業における各サービス（スマ婚、2次会くん、フォトウェディング）の施行数、単価及び人件費をはじめとした各種費用の金額である。</p> <p>これらは不確実性を伴い、また、経営者の重要な判断を要するものである。</p> <p>以上のことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制の評価  のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定、減損損失の測定に至るまでののれんの評価に関連する内部統制について、整備及び運用状況を評価した。</li> <li>・ 減損の兆候の把握  減損の兆候の把握が適切に行われていることを確かめるため、外部の経営環境の変化等を適切に考慮しているかどうか検討した。</li> <li>・ 減損損失の認識の判定  減損損失の認識の判定が適切に行われていることを確かめるため、事業計画において考慮されている重要な仮定を含め、将来の事業計画の合理性を検討した。  将来の事業計画の合理性を検討するに当たっては、主として以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業計画及び事業計画において考慮されている重要な仮定について経営者等に質問し、協議した。</li> <li>- 前事業年度に見積られた当事業年度の計画値とその後の実績値とを比較分析することにより、事業計画の見積りの不確実性を評価した。</li> <li>- 取締役会で承認された翌事業年度の予算及び中期経営計画との整合性を検証した。</li> <li>- スマ婚、2次会くん及びフォトウェディングの施行数、単価及び人件費をはじめとした各種費用について、過去実績からの趨勢分析等を実施した。</li> <li>- 重要な仮定に内在する見積りの不確実性に対し、経営者が適切に対処しているかどうかを評価した。</li> </ul> </li> </ul>

継続企業の前提に関する重要な不確実性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、新型コロナウイルス感染拡大に起因した収益性の悪化により、当事業年度末において、現預金残高に対して1年以内に返済期日が到来する借入金残高が多額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断している。</p> <p>しかし、会社は、中期経営計画のとおり、2025年3月期以降利益計上を見込んでおり、またこれによって主要取引銀行からの継続的支援が受けられる見通しであるとして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>この判断に当たっては、婚活事業における新規入会者数、在籍会員数及びカジュアルウェディング事業における各サービス（スマ婚、2次会くん、フォトウェディング）の施行数、単価及び人件費をはじめとした各種費用の金額の見積りが重要な仮定として含まれる。</p> <p>継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消に関する情報は、財務諸表利用者にとって重要であり、その判断に際しては、経営者による総合的な判断が必要となる。</p> <p>以上のことから、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかを検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金計画の基礎とされた予算について、その信頼性と不確実性の有無を評価するため、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 会社の仮定について経営者等と協議することにより、会社の仮定が合理的かどうかという観点から評価した。</li> <li>- 取締役会で承認された翌事業年度の予算との整合性を検証した。</li> <li>- 婚活事業に関連する重要な仮定である新規入会者数、在籍会員数について、過去実績からの趨勢分析を実施した。</li> <li>- カジュアルウェディング事業に関連する重要な仮定である各サービス（スマ婚、2次会くん、フォトウェディング）の施行数、単価及び人件費をはじめとした各種費用について、過去実績からの趨勢分析等を実施した。</li> </ul> </li> <li>・ 資金計画について、予算との整合性を確かめた。</li> <li>・ 借入金の返済及び借換えの実行可能性に関する経営者の予測を検討するため、取引金融機関との協議の状況について経営者等に質問し、その実行可能性を評価した。</li> <li>・ 会社の事業状況に関する取引金融機関の認識を理解するとともに、会社に対する融資方針に関する見解を確かめるため、主要な取引銀行へ質問した。</li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、タメニー株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、タメニー株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。